

1. 議事日程（第2日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成21年 3月 9日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- (1) 議案第 4号 平成21年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第 5号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第 6号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第 7号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第 8号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (6) 議案第 9号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- (7) 議案第10号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- (8) 議案第11号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- (9) 議案第12号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (10) 議案第13号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (11) 議案第14号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
会計予算
- (12) 議案第15号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (13) 議案第16号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (14) 議案第17号 平成21年度安芸高田市水道事業会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（10名）

委員長	赤 川 三 郎	副委員長	山 根 温 子
委員	前 重 昌 敬	委員	石 飛 慶 久
委員	児 玉 史 則	委員	和 田 一 雄
委員	水 戸 眞 悟	委員	山 本 優
委員	入 本 和 男	委員	今 村 義 照

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（60名）

市長	浜田 一 義	副市長	藤川 幸 典
総務企画部長	田丸 孝 二	行政経営課長	武岡 隆 文
消防本部消防長	竹川 信 明	消防本部次長（総務課長）	広政 康 洋
消防本部総務課総務係長	近藤 修 二	消防本部総務課消防団係長	野川 栄 治
消防本部予防課長（事務代理）	中迫 二三男	消防本部予防課予防係長	谷口 修 二
消防本部消防課長	児玉 壽 徳	消防本部消防課通信指令係長	村岡 静 明
消防署長	久保 高 憲	市民生活部長	廣政 克 行
市民生活部経営管理担当	毛利 幹 夫	市民課長	久保 慶 子
市民課主査（市民グループGL）	高松 正 之	市民課主査（環境対策グループGL）	佐藤 一 夫
人権推進担当課長	毛利 宣 生	市民課主査（人権推進グループGL）	中田 義 和
吉田人権会館長	柿田 治 宣	税 務 課 長	山本 数 博
福祉事務所長（社会福祉課長）	重本 邦 明	社会福祉課主査（障害者福祉グループGL）	小笠原 義 和
子育て支援担当課長（子育て支援センター長）	是常 知 昭	子育て支援担当課主幹（児童福祉GL）	中元 寿 文
高齢者福祉課長（地域包括支援センター長）	沖野 和 明	高齢者福祉課主幹（高齢者福祉GL）	神岡 眞 信
高齢者福祉課主査（介護保険グループGL）	中谷 文 彦	保健医療課長	久保 ヒトミ
保健医療課主査（保健医療グループGL）	俵 秀 樹	保健医療課主査（保健医療グループ）	田村 政 司
保健医療課主査（健康づくりグループGL）	永岡 京 子	地域経済推進部長	清水 盤
産業建設部付課長（土地改良区担当）	岩見 宏	産業建設部経営管理担当	猪掛 公 詩
農政課長	清水 勝	農産物流通担当課長	藤本 宏 良
農林水産担当課長	箕越 秀美	農政課主幹（農林水産GL）	賀志古 恵
農政課主査（国土調査グループGL）	吉原 典 之	商工観光課長（商工観光GL）	佐々木 亮
農業委員会事務局長	藤井 静 雄	産業建設部長兼公営企業部長	金岡 英 雄
産業建設部事業調整員	福田 耕 司	建設管理課長	河野 正 治
建設管理課主査（建設グループGL）	岩崎 邦 久	住宅担当課長	佐々木 泰 司
地域高規格道路担当課長（地域高規格道路対策GL）	西原 裕 文	上下水道課長（公営企業部水道課長）	山本 孝 治
下水道担当課長	新川 昭 夫	産業建設部上下水道課主幹	上本文 生
上下水道課主査（建設グループGL）	柿林 浩 次	上下水道課主査（業務グループGL）	叶丸 一 雅
水道課主査（企業グループGL）	近永 和 明	八千代支所長兼市民生活課長	楨原 秀 克
美土里支所長兼市民生活課長	高杉 和 義	高宮支所長兼市民生活課長	近藤 一 郎
甲田支所長兼市民生活課長	垣野内 壮	向原支所長兼市民生活課長	南部 政 美

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

議会事務局長	光下 正 則	議事調査GL	児玉 竹 丸
書記	國岡 浩 祐		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○赤川委員長 ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

それではまず、議案第4号、一般会計予算のうち消防本部所管部分についての議題といたしますが、先ほど事務局長のほうから話がありましたように、今、市長、副市長がもう下のほうに帰っておられるということでございますので、一応原則として予算委員会ときには同席ということでございますので、若干待っていただきたいというように思います。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時02分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開します。

執行部から要点の説明を求めます。

竹川消防長。

○竹川消防本部消防長 まずは皆さん、おはようございます。消防本部消防長の竹川でございます。本日はよろしく願いいたします。それでは、着席して説明させていただきます。

それでは、21年度の消防に係る予算につきまして、その概要になりますけれども、ご説明をさせていただきます。

歳入に関する点でございますけれども、予算書20ページ、21ページをお開きいただきたいと思っております。予算書でございます。中ほどに14款国庫支出金、5の消防費国庫補助金というのが、中ほどでございます、この関係でございます。節が1節消防費補助金2,242万5,000円でございます。このうちの1,195万3,000円を計上させていただいておりますけれども、国の補助金でございます。内訳は高規格救急車1台分の補助金に係るものでございます。

それから引き続きまして、歳出のほうに移りますけれども、歳出につきましては予算資料のほうでお見をいただきたいと思っております。まず、予算資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの項目20、事業ナンバーでございますけれども、3の安全で快適な生活環境の創造、この20事業目、ナンバー20番の事業名でございますけれども、先ほどちょっと説明いたしました高規格救急自動車整備事業でございます。これは高規格救急車1台の車両の更新を予定させていただいております。

次に、その下の21番目でございますけれども、消防施設管理事業でございます。消防団に配置しております小型動力ポンプつき積載車1台の更新を予定させていただいたとる事業でございます。

次に、22番、通信指令施設運用管理事業でございますが、消防無線のデジタル方式への移行に向けて県内消防本部が共同で伝搬調査を行うための調査協議会への負担金に関してでございます。この負担金でございます。

次に、23番目の消防庁舎耐震調査業務委託事業でございますが、これは昭和49年建築をいたしました旧消防庁舎の耐震調査に係るものでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。5のその他の事業の中の事業ナンバーが158番でございます。消防団市・県ポンプ操法大会事業でございますが、これは4年に1度開催されます県大会に向かっての市及び県消防小型動力ポンプ操法の大会に係る消防団員の費用弁償でございます。大きくそのような新規事業等でございます。

以上、簡単ではございますが、消防の予算につきましてご説明を終わりとさせていただきます。

○赤川委員長 以上で説明は終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
山本委員。

○山本委員 消防団のことについてちょっとお聞きしたいんですが、今現状で地元の人意見の聞きますと団員はいるんだけど、平日は団の消防車を運転するとか団の運営する、活動するための人員が地元にはいないというようなことがあります。今後やっぱり市民の安心・安全守るためには、この統廃合も必要じゃないかと思うんですけども、消防団員の団費とか人件費というのも相当かかりますので、この活動できない状態の団をどういうふうにしていくかということについては今後どういうふうにするのか。

○赤川委員長 1件ですか。

○山本委員 はい。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁求めます。  
竹川消防長。

○竹川消防本部消防長 現状消防団員の確保という問題につきましては、一安芸高田市のみならず全国的になかなか団員の確保が難しいというのが現状でございます。地元にはいらっしゃる皆さんにいろんなことでお願いをしていただいておりますけれども、なかなかそれを解決する妙案もないのが現状の中でございます。いろいろと解決策がある中で地域の問題もいろいろ、地域の中でいろいろあろうと思いますけど、現在の状況ではそれを解決する妙案がないというのが実情でございます。今後とも引き続きいろんな団員の皆さんの確保、消防団と連携をとりながら努めてまいる必要があろうかと、このように考えております。どうかご理解を賜りたいと思います。

○赤川委員長 ほかに質疑ありませんか。

前重委員。

○前重委員 私もそうではありますが、一般の消防団員の中で今現在ここにもあります消防活動の管理費の中で、通信運搬等で今携帯電話の中で火災等が発生したというときに携帯へそうした火災の関係でメールが配信される形を聞いております。それが若干その方によっては火災が発生したのは入らないが、鎮火したというのが逆に入ってきて、そうした流れの中がちょっとどうなってるのかなというところがあったということで、その辺消防本部のほうとして、職員の方が実際問題足りてるかどうか、そこら辺がうまく対応できているのか、ちょっと確認をしていただきたいと思うんですが、その辺そういう情報の配信の関係でございますが。

○赤川委員長 答弁を求めます。

竹川消防長。

○竹川消防本部消防長 委員お話にありましたように、消防団員を含めて、消防職員もそうですけども、連絡体制、これにつきましては特に消防団員の方々には一般的な方法として、一つには有線あるいは向原と八千代につきましては防災行政無線を通じまして皆さんにお知らせするというのが一つでございます。

それから消防団員に対するメール配信、これも行っておりますけども、これは希望者を募りまして、それから情報を得ました方々にお知らせするというのが現状でございますけども、一般的なメールと同じ扱いの中でのメール配信のサービスをさせていただいておりますけども、特にご存じのように今のところまだメールにつきましては時間的なラグが非常にあるという実情から、それより一歩先にまだ踏み出しておりません。いろんな状況を見ながらそこらを考えていかなければいけないなと思っております。よろしいでしょうか。

それから消防職員につきましては、いわゆる電話を通じまして情報の伝達、もちろん先ほどの有線等々については同様の扱いをいたしております。メールの配信もやっております。以上です。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 今、消防長のほうからもお聞きしまして、理解はいたします。先ほど山本委員のほうからありましたように、消防団員というものがやはり地元におらないというのがふえてきてると把握しております。その中で、そうした流れの中でこうした情報の配信というものは、やはり常に今後、地域では必要不可欠ではないかなと思いますんで、その辺を含めてやはり早い情報の配信、特にこういう中山間地域では言われるように必要だろうと思いますんで、今後そうしたところも踏まえて、やはり手薄にならないような形を努めていただきたい思います。

○赤川委員長 答弁要りますか。

○前重委員 要りません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

- 和田委員 49年に新築された今の消防庁舎で、これ耐震が200万調査費が事業費として上げてありますが、これは21年度でそれを調査をして、施工的なものは大体いつぐらいの、次の年ですか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。
- それと旧庁舎といいますか、49年の築の構造物については今の車庫がついた部分だけなんですかね。そののどこちょっとお願いいたします。
- 赤川委員長 以上ですか。
- 和田委員 はい。
- 赤川委員長 答弁求めます。  
竹川消防長。
- 竹川消防本部消防長 耐震の21年度は調査ということでございます。耐震工事につきましては、調査の結果を見なければ非常にわからないところでございますけれども、最優先の課題として防災施設というのは考えられますけれども、これも全体の予算等々の中で考慮すべきことでございますので、調査の結果を待ってそれぞれの順序をまた定めていくことになろうと思っておりますので、その点をお知りおきいただきたいと思っております。
- それから対象のところでございますが、49年に建てました庁舎、前から見える部分で玄関から見ますと、正面から見ますと玄関から西に向かった車庫及びその上に該当するものでございます。以上、よろしいでしょうか。
- 赤川委員長 ほかに。  
水戸委員。
- 水戸委員 せっかく予算の審査ということなんで、消防関係についてということなんでお伺いをしてみたいということで質問しますが、北分駐について年間60回ぐらい出てもらいよるのかなという気はしておりますけれども、特に美土里、高宮、縦貫道以北の感じで出動していただいとることについてはよく認識をしております。いわゆる冬期間における積雪等も勘案して非常にご苦労かけとることでもあるんですけども、問題は職員さんの対応そのものがいわば非常勤特別職さんに頼らざるを得ないような現状があるのかなというふうにお見受けをしております。したがって、非常勤特別職さんということになるとどうしても今後それに対応していただく人材確保といった部分では非常に困難をきわめる部分もあるんじゃないかというふうなことを感じておりますが、今後その辺の見通しないし、もちろん本部からということもあるんでしょうけれども、そういった人材確保、特にそれだけの救命士というか、救急車に乗っていただく資格等も含めて難しいのかなというような困難を催す感じがするんですが、その辺の対応について少しお話しいただければと。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対して答弁求めます。  
浜田市長。
- 浜田市長 この北分駐所については、非常にこの課題、前の児玉市長のときに開始されたんですけど、そのときは非常勤特別職ということでありまし

たんです。内輪事情を話ししますと、人員の確保が非常に困難です、それをやろう思うたら。我々は将来は……、このたび消防職員も採用して  
ますけど、その辺の常備職員の配置を含めた体系を今考えておまして、  
もちろん………わかりませんが、将来的に人員確保するためには  
我が職員でないといけんというような判断で今方向つけております。  
それにしても3交代制は3人おれば9人、10人近い人数が要るわけですから、  
莫大な経費を要するわけです。そうかといって地域の防災も大事で  
ございますので、非常勤ということでなしに常備体制ということで今考  
えておるところでございます。

○赤川委員長

水戸委員。

○水戸委員

人材確保が非常に難しいということ、それだけ資格者でないといか  
んということも含めて非常に困難をきわめるんじゃないかという心配を  
してるんですね。いわゆる非常勤特別職ということになりますと消防職  
員さんを退職された方といった形で採用を公募されても、そうはいいま  
しても自分の力量はあるんだけど、何というか、もう定年を過ぎら  
れてということになると一定の意欲のようなものはある意味減退しとる  
というか、そういうところもあると思うんですね。使命感というか。そう  
いうことも含めて今、市長さんおっしゃっていただいたように新規消防  
職員の採用ということもあるんですけども、新規採用されてもこれは  
1年半ぐらいはどうしても現場を含めて一人前の現場での消防士として  
活躍できるというのには時間もかかろうしということで、財源的なもの  
も含めて消防組織全体も含めて非常に難儀が多いなというふうに感じて  
るんです。ただ、北部分駐の持つ意味というのは、これからこの少子高  
齢化の社会の中ではどんどんと重くなっていくと思うんですね。です  
からその辺をご苦労はあるでしょうけれども、ひとつ何とか対応をして  
いただきたいと。3交代でという、24時間体制にということ言ってるん  
じゃないんですが、現状を維持していただくということでも人材確保に  
も積極的に今後お願いしたいということでございますので、よろしくお  
願いします。

○赤川委員長

答弁は求めますか。

○水戸委員

いいです。

○赤川委員長

ええですか。

○水戸委員

はい。

○赤川委員長

ほかに質疑は。

児玉委員。

○児玉委員

予算書の159ページの災害対策に要する経費の一番下になるんですが、  
補助費の関係ですが、前年度は自主防災組織の育成補助金として200万  
見られてて、それからさらに自主防災組織育成宝くじコミュニティ助成  
金で80万見られて、280万前年度見られてるのが今年度190万になってる。  
これは減額されたという見方でよろしいんですか。

[総務の関係の声あり]

これは総務の関係なんですか。済みません。

○赤川委員長 ちょっと待ってください。総務部長が答弁ができれば。じゃ、総務のほうでええですか。

田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 去年宝くじの関係が入るとのことですけれども、ちょっとまだ細かいところをチェックしておりませんが、自主防災組織につきましては減額するというふうなことでの予算査定はしておりません。

ただ、宝くじについては、地元のそういった団体がいわゆる市を通して直接宝くじのほうへ申請をされるというものが宝くじ協会から市へ補助金が入ってきて、それからいわゆるトンネルで地元へ出ていくというルートもございますので、そのところどようになっているかにつきましてはずぐ調べまして後ほど答弁させていただければというふうに思います。

○赤川委員長 後ほどということでございますので、児玉委員、いいですか。

○児玉委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 2点ほどお伺いをいたします。

高規格救急自動車が更新されて、この自動車によって新規効果として何が従来と増して期待されるのか、そこら辺についてのご見解と、消防団の今度ポンプ操法大会がございますが、これまでと同じような形でやられるのか、あるいはこの大会に向けて改めるあり方がそろそろ検討されてもいいんじゃないかというふうには思ってるんですが、そこら辺についてのご見解についてお伺いをしたい。

○赤川委員長 ただいまの2点について答弁を求めます。

竹川消防長。

○竹川消防本部消防長 高規格救急自動車の更新に関する評価と申しますか、検討につきましてですが、現状3台の救急車で北部分駐所の運用させまして実施いたしております。すべて現状の車両は高規格救急自動車でございます。これの更新に関する業務の向上等につきましては、救急件数等々も推移もでございますけれども、現状の中で運用しておる状況を考えて更新をする予定でございます。

それから次に、ポンプ操法大会の今後の取り組み等々につきましてでございますけれども、非常にポンプ操法大会、消防団にかなりの部分お任せをしておるところでございますけれども、消防団の士気あるいは規律等々の保持には非常に大きな意義があるものと認識をいたしております。

その中で県大会に合わせて4年に1遍の大会は非常に団員の士気あるいは地元のもちろん応援もありまして盛んに行われておるところでございますけれども、今後の一つの課題といたしましては考えていくこともあり得るなど、このように思っておるところでございます。現状では来年度、21年度につきましては従前どおりの大会の様相で進んでいくものと考え



ております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 会議を再開いたします。

続いて、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算のうち市民生活部所管の部分についてを議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 おはようございます。それでは、平成21年度安芸高田市一般会計予算、市民生活部におけます予算の概要についてご説明をいたします。

市民生活部におきましては、市民課、人権推進課担当課、税務課、社会福祉課、子育て支援担当課、高齢者福祉課、高齢者支援センター、保健医療課の5課2担当課で事務を行っているところでございます。

歳入におきましては、市税の関係ほか各課、事業に関係します特定財源として国、県支出金、また利用者負担金を計上、歳出につきましては住民票、戸籍謄本の発行など住民のサービスから障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、人権推進、保健衛生、環境衛生、福祉、保健、医療、介護に要する予算をお願いしているところでございます。

平成21年度当初予算の資料でご説明いたしますが、市税につきましては予算書の12ページ、13ページになります。少々総務部長のほうから全体を説明いただいておりますので、市税につきましてご説明いたしますが、総額36億3,290万円を見込んでおるところでございますが、前年度と比較いたしまして景気低迷によります約1億8,000万、1億7,977万8,000円の減額をお願いしたところでございます。主な減額の内容としましては、市民税1億1,830万、対前年度7.3%の減額、うち個人税としましては1,710万円、対前年度1.4%の減額でございます。個人につきましては、1億120万円、27.4%の減、固定資産税につきましては4,197万8,000円、2.2%の減、たばこ税につきましては1,680万円、8.5%の減などが主な要因でございます。

次に、歳出でございますが、予算書におきましては64ページ、69ページ、徴税費、戸籍住民基本台帳費、また民生費としましては76ページから100ページの衛生費から109ページ、清掃費までを予算の関係になります。

す。

説明としましては、予算の資料に基づいてご説明をいたします。2ページにあります快適でにぎわいのあるまちづくりのうち②定住と交流のネットワークづくり、若者定住の取り組みに対して新たに結婚相談所の開設と結婚コーディネーターの配置によりますナンバー4でございますが、結婚サポート事業560万円を計上しております。

予算資料の5ページをお願いいたします。心豊かで創造性に富んだまちづくりのうち②としまして子どもや女性が生き生きと活動する環境づくりの取り組みといたしまして男女共同参画の推進につきましては、ナンバー56、137万2,000円、第1回定例会に男女共同参画推進条例の提案をさせていただき、これからの安芸高田市を豊かで活力あるものにするため市を挙げて取り組む都市宣言を行うとともに、講演会等記念行事を計画し、男女共同参画の形成に努めるよう関係予算を計上しております。

児童福祉施設環境整備といたしまして吉田保育所建屋の修繕工事、甲立保育所の上下水道の改善接続費、老朽遊具の交換、児童館、児童クラブの地デジ対応テレビへの買いかえの予算を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。人と環境にやさしいまちづくりのうち①としまして人権が大切にされる地域社会の創造として、ナンバー92、93、7,595万3,000円、市民のすべての人の人権が尊重される真に平和で豊かな社会の実現を目指した啓発事業等を推進する人権推進費として計上しております。青少年健全育成につきましては、昨年10月に策定いたしました安芸高田市青少年育成プランに基づき安芸高田市市民会議を初め関係機関、団体と連携いたしまして次代を担う青少年がたくましく成長できるよう取り組みを推進してまいります。

同じく7ページから8ページにかけてでございますが、保健・医療の充実をいたしまして、ナンバー94からナンバー106、5億1,405万3,000円、うち一般会計分といたしましては4億5,256万7,000円、高齢者の健康づくりの支援としまして、ナンバー94、後期高齢者医療制度対象の方の総合健診費用の一部負担の免除、子育て支援といたしましてナンバー95、乳幼児の医療負担に対します助成を現在の就学前から小学校6年生までに拡充、5,563万6,000円、母子の健康保健対策としまして、ナンバー96、妊婦一般健康診査の公費負担を現行の5回から14回に拡充、2,519万4,000円、地域の保健、福祉の充実のため地域と関係機関のパイプ役を担っていただくナンバー94、保健推進員を各支所へ配置をお願いしております。これにつきましては看護師資格を有する方の配置を考えておるところでございます。また、一昨年策定いたしました健康あきたかた21推進計画に基づきまして住民の主体的な健康づくりの推進、国民健康保険特別会計とあわせまして生活習慣病予防対策として特定健診、特定保健指導の実施、吉田、高宮の温水プールを活用してのプール健康教室等健康増進事業、ナンバー98、99、1億3,921万5,000円を予算計上いたしております。保健事業に関しましては、地域の医療体制の充実を図るため

救急医療対策を担っていただくナンバー103、休日夜間急患センター運営事業費4,400万円としまして、医療技術職確保のための負担金の増額、市内4施設の診療所運営事業5,329万9,000円を計上しております。

8ページでございますが、社会全体で支える福祉の充実といたしまして、ナンバー107から9ページの122まで、一般会計分としましては11億3,966万9,000円、介護保険特別会計分としては1億4,540万6,000円、合計12億8,507万5,000円の計上をお願いしております。児童福祉事業に関しましては、保護者の負担軽減を図るため、ナンバー107、保育園児に係ります第3子以降の保育料の無料化、障がい者福祉につきましては、ナンバー108、障害児療育支援事業としまして障がいのある児童、中学生及び高校生が放課後や夏休み等の長期休暇中に活動いたします場を確保し、その療育指導及び保護者の就労や家族の負担軽減を図るための事業計上をいたしております。

ナンバー109からナンバー114につきましては、後ほど介護保険特別会計で介護サービス特別会計の説明として説明いたしますが、21年度より実施予定の市民総ヘルパー事業を含め介護予防事業の充実としましてお願いしております。

ナンバー116、在宅の福祉事業におきましては、小規模福祉施設整備事業としましてグループホーム甲田のスプリンクラー整備に対して補助金571万9,000円を計上するほか老人クラブ活動に対する補助金、シルバー人材センターに対する財政支援等6,150万2,000円を計上しております。

9ページでございますが、経済状況が悪化する中、ナンバー118、生活保護等の相談を含めまして現在の被保護者の扶助費等生活保護費3億6,728万8,000円を計上しております。21年度におきましても子育て支援を総合的に支援いたしますナンバー120、子育て支援センターの運営2,393万8,000円、放課後児童対策としまして、ナンバー121、児童館、児童クラブの運営5,910万4,000円を重点として実施していく計画であります。

同じく9ページでございますが、環境の共生といたしまして、ナンバー124、不法投棄監視カメラ設置事業135万円、家庭から出されますごみの減量化に向けて取り組みとして、ナンバー125、自治会等に対します資源ごみリサイクル助成をキログラム当たり4円から10円に助成金額を引き上げ、あわせてナンバー126、生ごみ処理機購入助成事業100万円を再予算化し、きれいセンターへのごみ搬入量の削減や環境意識の向上を図ってまいりたいと存じます。環境衛生に関しましては、市民の生活環境対策としまして、ナンバー127、環境基本条例の制定に向けまして策定委員会を設けて審議いただく計画であります。

終わりに、11ページをお願いいたします。その他の事業といたしまして、ナンバー164、財源の確保の取り組みとしまして現在1名の登用しております徴収専門員を2名とし、1名は引き続き税の徴収に充て、もう1

名はそれぞれ各部下の滞納の徴収と徴収事務指導を行うように配置し、徴収率の向上、滞納整理の強化を図ってまいりたいと思います。

以上、総務費、民生費、衛生費のうち人件費を除きます市民生活部に關します予算だけを抜き出しますと事業総額47億2,491万5,000円で、対前年7,540万5,000円、約1.6%の減額となったところでございます。

以上、概要につきましてご説明を終わります。

○赤川委員長 要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 2点ほど質問いたします。

がん検診についてと、それから吉田病院に単市補助で3,000万が入ってますけれども、この吉田病院の運営に關して市が運営方針に關して吉田病院に意見をすることができるかというところを2点ほどお聞きいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 がん検診のほうは、ちょっと担当課長のほうからご説明いたしますが、吉田病院の3,000万につきましては、ご承知のように吉田病院の位置づけにつきましては我が市としましては一応中核市病院としての位置づけを、これは変わらないところでございます。今後ともやっぱしこの医療の關係見ますと吉田病院の位置づけというものは大事だろうと、このように考えます。

問題につきましての吉田病院の総合運営協議会というものを設けておりまして、前回は21年2月17日にこの運営協議会を設けております。このメンバーにつきましては、市長を初め副市長、議長さん、副議長さん、また文教厚生委員長さん、また新しく入っていただきました医師会会長様、またまた新しく入りました消防長、また総務部長、私と事務の医療課のほうが入っております。こうした中で今のご意見等吉田病院等の市民の声をまたそれぞれその場でご報告なり、また今後の方針というのはその場で協議してまいっております。今まで大体市のほうは8人程度でございましたが、これより充実するため会長さん、また消防長の他にも加入させていただくと。吉田病院のほうも大体7名の、院長さんを初め広島の厚生連の代表の理事長さんから入っておられましたけども、これもJAの關係、北部、三次、庄原關係、吉田病院の人と医療の連携という形で新しく入っていただいたという形で10名、10名の委員会となっております。当然そこで審議等もいただいてまして、いろいろ検討願っております。

○赤川委員長 続いて、答弁求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 それでは、がん検診の受診状況についてご説明いたします。

本市では、毎年胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等のがん検診を行っております。その中で胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん等につきましては、県内でも受診率が2位、3位とかなり高い位置を占めておりますが、乳がん検診につきましては県平均が11.7でございますが、本市が11.9と他のがん検診に比べるとかなり低い受診率であります。そうしたことを受けまして来年度におきましては、普及啓発が大事ということで、県の事業であります乳がん検診のキャラバン隊の事業を取り組んでマンモグラフィーのほうを実施したいと今考えております。がん検診のほうは、法律で一応40歳以上ということになっておりますが、普及啓発ということで30歳、若い層の方を対象に21年度は取り組んで実施していきたいと考えております。以上です。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 がん検診のほうで乳がん検診についてはこれから対象年齢も若い世代からマンモグラフィーにおいて検診をもっと広げていくということで期待しております。20人に1人が乳がんにかかる可能性ありますし、若い世代から、30代から50代の女性の死亡原因第1位ですので、しっかりとそのことを念頭に置いて、また5年生存率は早期発見、早期治療で90%以上と有効ですので、やっていただきたい。

ただ、今、広島県はがん検診についてネットワークをつくっております。県のネットワークの中にこの安芸高田市の中核病院、基幹病院となっております吉田病院入っておりません。化学療法剤、投薬に関してもそのネットワークの中に入っていないという、そういう状態です。ある市民の方から聞いたことによれば、先進病院からネットワークに入ってくれるようお願いし、患者に言われて、患者が病院に受診したときに断られたということも聞いております。そういうことを聞きますとちゃんと基幹病院としてネットワークの中で活動されることを望みますので、市からの吉田病院に対するこれからの医療に対するネットワーク化の中に入ってくださいるように意見を言うてくださることを希望します。

それから吉田病院については、また市民の声も入っております。特に外科領域において事故などに遭って、もうすぐにでも痛みを取り除いてほしい、治療に早くかからせてほしいというそういう状況の中で検査のために何日もそのままの状態に待たされるという状況が何件か起きております。そういう状況は、まずはこの地域ですね、吉田病院、安芸高田市とか三次、庄原、診療圏6万4,000人を対象としてらっしゃるようですね、けれども、まずその患者にとって一番ベストな治療ができる状態、自分のところでMRIが1台しかなくて予約ができなければほかのところを紹介状を持って回す、そういう最先端病院とのネットワークの中での吉田病院であることを望みます。しっかりと、この安芸高田市地域だけのネットワーク、地域医療をやるのではなくて、最先端病院との広島県内でのそういうネットワークの中での吉田病院として患者の痛み、患者の治療に沿って、寄り添って、患者の気持ちになって早く痛みから解

放してあげるとか、治療に早くかかわらせてあげる、そういうような思いを持って運営をしていただきたいと願っております。そういうところをしっかりと運営協議会の中で病院のほうに伝えていただきたいと思います。

それについてよろしければ市長から運営協議会で吉田病院にどのように意見を言っていたかお答えいただけたらと思います。

○赤川委員長 　　ただいま質疑に対して答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 　　大切な話なんで、先般、担当課長は話してないんですけど、厳しい全く同じことを私、委員会で述べさせてもらいました。経営的な安定が非常に大きな問題になってきます、将来的に吉田病院ですね。医者の確保とかいろんなこともあるんですけど、経営の問題、安芸高田市の者が使うことにしようじゃないかと。今ほとんど使っていない。半分以上よそへ逃げてる。そのためには病院も努力せないけんよということを申しにくいけど、この間運営委員会で私言わせてもらいました。これ医学行為についてのいろいろな、我々素人ですから言えないんですけど、さっきおっしゃったようなこともあるだろうし、いろんなことを吉田病院としてもやっぱしこういうことを気をつけて、みんなが行くような病院にしてくれにゃいけん。それで市民の人もどっちかいったら使うようにしていかないと。広島や三次へ逃げてるのは市民が悪いんじゃないし、吉田病院も自分の頑張ってくれないけん、こういう意見をこの間、私4年間出んかったんですけど、運営協議会で言わせてもらいました。こうして守っていかんと巢穴のようにちゃんと、なくなったら困るんですね、非常に中山間病院として。

それで県にもこれ厳しく言ってます。県の予算委員会の中で県病院ばかり支援が目立つので、県は中核病院を吉田病院決めとってから支援がないじゃないかという発言もさせてもらってます。全く山根委員と同感なんで、既に市長になってからも何回もこれそういう方向で動いてます。また一緒に助けてください。また行きます。

それでこういうことを聞いたら理由を聞きながらネットワークにどうして入っとらんかいうのも向こうも理由もあるでしょうから、けんかするんじゃないし、できればそういうネットを組んで安芸高田市民の医療の充実に努めてもらいたいと、我々も支援していくからと、こういうことが大事だと思います。しっかりまたこれからも要望なりしていきたいと思っております。全く方向性同感でございますので。

今、課長なりに指示してるのは、健康診断とかできるもんについてはちゃんと病院の運営を助けるようにしてやってくれということをお願いをしているところでございます。せっかくの病院ですから大事にして財産としてみんなで育てていきたいと、かように思っております。中核病院だったらそうやっていろんな医療器械なんかもちろんいいのもそろえていくことできると思います。やっぱりMRIとかそういうような器械

も要りますんで、そのためにはしっかり経営も安定してもらっていい器械、いい治療してもらおうということが大事だと思っておりますんで、しっかりこの今のご意見さらにまた病院なり県のほうにも伝えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。本当に頑張ってるんですよ。お願ひします。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 関連についてと、あと5点ほどお伺ひします。

まず、関連ですが、今、吉田病院に3,000万円の補助金がありますが、これは平成8年から18年まで10年間、約3億の補助金が行っております。この補助金は、助成金は、建て増ししたときの金利負担ということで6町が負担するためのお金だというふうな根拠があったと思うんですが、その後の19年度、20年度、またことしの21年度、また3,000万ずつ予算組まれております。中核病院だから出さなければという回答でございますが、中核病院だから出さなければいけないという意味もわかりますけれども、どういうふうに使つとるかというのも協議会である程度監査してもらって、それと今後の運営に対して市長が今答弁されましたけれども、使ってくださいと言うけど、これ病院というのは信頼がなければいけない、安心して治療を受けられる体制がなければいけない、安全でなければいけない。この信頼とか安全とか安心というのがこの病院には今欠けると思うんです。だからこういうことを協議会でしっかり言われたと言われますけれども、助成金を出すんなら出すようにやってもらいたい。

私の聞いたところによりますと、いい医者が今吉田病院に来たがらない。あと5年ぐらいしたらもうほとんどいい医者がいなくなるんじゃないかというような危惧されとる意見も聞きます。病院関係者からですよ、これは。というわけでこの間もよそから有名な先生が手伝いに行きたいんだけど言うてみてくれるかということで話もさせてもらったことがあるんですが、ていよく今人員的に間に合ってるから結構ですというような回答をされましたけれども、こういうことからして最初に言いましたように安心して信頼して安全にというものがちょっと欠けるとような気がしますので、ここの協議会を通して市長のもう一つ力強いプッシュをしていただきたいと思えますので、その点が一つと、あと3,000万がこれどういう根拠でまたずっと続けなきゃいけないのか。ただ中核病院だからという理由だけじゃなくてちゃんとしたものを説明していただきたいと思えます。これについて、ほかの分はまた次で質問させていただきます。

○赤川委員長 まず1点ですか。

○山本委員 まず1点。

○赤川委員長 答弁求めます。

浜田市長。

○浜田市長 先ほど同じような山根委員さんのところに答弁したんですけど、吉田

病院としてもやっぱり権利と義務言っちゃおかしいが、我々も使うんだけど、しっかり病院のレベルを上げてください、患者を入れてくださいということは本当強く言ってます。それでこれをしっかりやってもらわないかと。

もう一つは、安芸高田市の中核病院ですから、一般病院と違って健康状態とか辺地医療とか、こういうちょっと特殊な状況あるんで、こういうほうも頑張っていたかかないけんということもしていただいています。現に辺地とか僻地医療についてはある程度の支援もしていただいておりますけど、さらなる支援が必要なんだということで今お世話になっております。

今3,000万については、私のこの間委員会で見た範囲では、やっぱり医療器の更新とか、いろんな医療器械がありますね、これらの更新をやっているとします。中核病院として、委員さん、やっぱり農協病院じゃないんだということもちょっと頭に置いてもらいたい。それでこの病院がなかったら安芸高田市どうなるかということもちょっと考えてもらいたい。そういう意味では本当だったらこれけたが2つぐらい違うようなお金が要ります。もうちょっとこれが変になってくると。だからこれしっかり守らないけん。

そのためにはやっぱり病院のほうもしっかり、それで非常に今のお医者さんの確保というのは、この田舎で天文学的な数字なんです。それでお医者さん若いということもございます。もう一つは、この吉田病院に研修という機能を持たせてあげたいと思うんです。いわゆる新しく来た先生は、ここで勉強にならにや来たがらんです。これ。そういうようなこともあるんです。こういうことをしっかりできるような体制にしないと。そのためにはやっぱり経営が安定をせにやいけんということです。それで我々は、吉田病院の立場というよりか行政の立場で経営の支援をしてあげる方がいいんだと。それで僻地医療とか医師の確保については一緒になって今動いとるところでございます。私が言えば強いと言われても私も力がないところあるんだけど、意識は持っていつてます。ことしよりか来年、来年よりか再来年がよくなるようにしていきたいと思えます。いろんなこと、細かいことはあるんですけど、まずは吉田病院の信頼回復してもらわないけん。我々もできることなら使っていくけん。安芸高田市としても健康診断とかいわゆる僻地医療については、やっぱり国、県と連携をとってその診療体制をとらないけん思っています。決してむだな金を出すというんじゃないし、我々大事な健康診断とかそういう一つの分野を持ってもらうんだということで認識してもらいたいと思えます。よろしくお願ひします。

○赤川委員長 続いて、山本委員。

○山本委員 しっかりとそういうところは認識私はしとるから言うわけであって、当事者のほうがそういう認識が薄いように思うんです。いろんなブログを見たり、いろんな患者さんの意見を聞いたりしてもね。だからもっ



とをもって市としても行政としてもしっかりと指導していかないとやっぱり市長が、実際に使いたくても信頼できんかったら使えんので、そこを努力してほしいんだけど、当事者がわかってないような気がします。だからさらなる指導をお願いしたいと思います。今の件については答弁はいいですが、続いて言ってもいいですか。

○赤川委員長 はい。

○山本委員 続いて、ありますが、民生委員の選定ですよ、これについて今知ってる範囲というか、私の関係のところですが、民生委員、年とられてかわる人をどういうふうを選択されるのかよくわからないんですが、次の人が、これいいですよ。昼間仕事持たれとったら民生の仕事ほとんどできないんだろと思うんですが、こういうところの民生委員の選定方法というのはどういうふうになっとるか説明もらえますか。

○赤川委員長 1点ですか。

○山本委員 1点です。民生について。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 民生委員さんの選任でございますが、原則的には123名全体でですね、おられます。それぞれ選任をいただくわけですが、原則的には私のほうも本庁が全部把握するわけにはいきませんので、やっぱり地域性を持っておられることは支所のほうから原則的には推薦をいただくという形で、その方を今度私のほうで推薦委員会という形ですね、委員会設けまして、県のほうへ、国のほうへ持っていくという形で選任をさせていただくという形です。職を持っておられる方もおられますし、当然その中にはまたある程度自由のきく方もおられます。そういった意味では幅広い民生委員さんだと思いますが、原則的には地域のほうから推薦をいただくという形をお願いしとるということで。

○赤川委員長 山本委員、いいですか。

○山本委員 はい。

○赤川委員長 まだあるんじゃないですか。ちょっと挙手して。

山本委員。

○山本委員 保育所の問題でございますが、公立の保育園が約6億4,700万ぐらい、私立が2億3,500万ぐらいございますが、広島市などでは保育所の民間委託という問題も出ておりますが、安心・安全な保育園を目指して預けられる親のことを思うとどっちがいいのかわからないんですが、この辺の保育所の幼保一元化という問題もありますし、これからの民間委託についての考えがあるかないか、2点についてお伺いいたします。

○赤川委員長 ただいま質疑に対し答弁求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 保育所につきましては、公のほうで10園ございます。3未の分が公設民営という形で1園ございまして、現在のところ保育児、園児を預かるに対して保育士がその嘱託員とで大体半々の比率で各保育所を運営させ

ていただいているとこであります。この考え方、国のほうも認定保育園という形で幼稚園式がいいのか、また保育園のほうがいいのか、またそれと合わせたような形がいいのか、そういういろいろ国のほうも4ぐらいの一つの選定方法もございますが、ある程度緩和されてきております。現在考えておりますのは、幼稚園とまず保育所の関係、これはどうするかという一つの大きな課題もございますし、一つ一番大きいのは、そのとおり10園の施設が非常に老朽化してきております。そういった面と、また少子高齢化社会に考えてのこれからの10園で本当にこれが必要なのか、またどうなんかということを検討をしていくことが必要であろうという形で、今年度この幼稚園・保育所一元化調査事業という形で予算を組んでいただいております。ことし1年である程度考え方を皆さんのご意見等拝聴しながら定めてまいりたい、このように考えます。

○赤川委員長 ほかには質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 続いて、もう1点だけお伺いします。健康づくり促進事業とありますけども、年寄り、これから団塊の世代がたくさんふえてきてから年寄りが多いわけですけども、この人たちの健康を維持していくためには、医者へかかるのもあれですが、スポーツをして健康を維持してもらいたい。そうすれば医療費もかからなくなるというような観点から私は思うんですけども、温泉施設もありますし、その温泉施設の近くにスポーツジムみたいなのをつくって体を鍛える施設をつくられたらどうかと思うんです。広島市内は今4カ所ほどそういう施設が、プールとスポーツジムという健康施設を。地元の市民は65歳以上は無料とか、健康増進するために使ってくださいってやられとる施設がございます。安芸高田市もこれから老人がふえていって健康を維持していくためには、そういうスポーツジム、温水プールと体を鍛える施設と並行してやられた方が市民のためにもいいんじゃないかと思うんですが、その辺の検討とか考え方についてありましたらお伺いしたいと思っております。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 やはり健康を維持する上で、三本柱と言われております栄養、運動、休養というあたりで運動はとても大事な部分だと思います。本市におきまして温水プールが今、高宮と吉田にございます。それを今使いまして高齢者の方から生活習慣病の予防ということで40歳以上の方等対象に年間通して温水プールの健康教室を行っております。確かに今、委員さん言われましたように、医療費とか受診日数等も実際行かれてる方を分析してみたら結構日数も減りますし、医療費も下がってきております。そういったことを考えますと、やはり今言われたスポーツの普及というのはとても大事だと思います。温水プールにも吉田に関しましては筋力の増強運動ができるような施設を持っておりますし、高宮については高齢

者の部分、機能低下防止ということで温水プールを十分使った健康教室もやっておりますので、今後ともそういったものをうまく利用しながら実施していきたいと思えます。それとあわせて各支所単位でB&Gあるいは吉田には運動公園等ありますので、そういった施設あるいは自主グループ等もうまく活用しながら運動の普及というのをやっていけばいいかなというふうに考えております。

健康21の中でも運動の普及がございます。そこらあたり今教育委員会の生涯スポーツあたり等の情報もキャッチしながら共催で運動普及をできたらいかなというふうには考えているところです。以上です。

○赤川委員長 ほかにも質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 外での運動もするのが一番ええんだらうと思うんですけども、やっぱりスポーツジムで体、筋肉を鍛えるというのもある程度必要じゃないかと思うんですが、それについてもう1点回答お願いします。

○赤川委員長 答弁求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 施設にはインストラクターのおられる施設もございますので、そこらあたりのやはり情報を皆さんに広く普及啓発して利用していただいたらと考えております。

それとあわせて高齢者の方につきましては、機能低下防止ということで地域支援事業の中で運動も取り入れてしっかり地域で今やってるところなので、それも継続で頑張っていきたいと考えております。以上です。

○赤川委員長 ほかにも質疑はありますか。

山根委員。

○山根委員 妊婦健診についてお聞きいたします。5回のところ14回までと拡大されるということで、これは回数で上がってきてますけれども、上限はなしでというか、医療機関によっては健診費用が違うところもあるというふうに聞いておりますけれども、そういうところはどういうふうに対応されるのでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 確かに医療機関によって健診単価は違っております。健診単価につきましては、一応今、県のほうで話し合い持ちまして、その単価で実施していきたいと考えております。妊婦健診14回なんですけど、初回については1万1,000円近くかかりますが、それについては1万1,000円補てんできる形での受診券発行という形にしております。妊娠時期の母子手帳交付時期によって回数が異なってくると思うんですが、そこらあたりもありますので、やはり早期届け出をしていただいて14回をうまく使って健診を受けていただきたいなというふうに考えております。

○赤川委員長 いいですか、山根委員。

ほかにも質疑はありますか。

前重委員。

○前重委員 生活保護扶助費について若干お答えいただきたいと思います。

まず、説明会の折に聞きましたように、今現在178世帯297名の方がおられるという中で莫大な金額が計上されとるという形はよくわかります。市内の方々に会ったときに聞きますところでは、やはりいろいろな方がおられると。支給日にはいろんなところでいうことも聞くんですが、今後この説明会以後こういう、メディアでもご承知のように生活保護者がふえてるという受給者ですね、市内のほうでは今現在どうなってるのか。その対応に対して職員の方々、今の専門職員になろうかと思います。研修受けられて大変今本当時期じゃないかと思います。そういうソーシャルワーカーのこの世帯、人数に対して市として対応できるのかどうか。今の県のレベルと比較した場合、平均を比較した場合に、じゃあこの職員で維持できるのかどうか。そこら辺でもしそうした流れを受けて、やはり月々監視とかされていると思いますが、そうしたところも含めてこういう経済状況が不況に入っていく中でふえていく。じゃあ、市の職員としてどう対応されていくのか、その辺を若干お聞きしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 この生活保護者に関しては、ご質問のとおり今の経済状況から見ますと、いつかは減っていきよったんですが、今再度ふえていくだろうというように思います。大体件数で見ますと平均1人当たり50世帯ぐらいでありますから、県、国からいうたらどっちかいうたら平均よりぐらいいかなという、件数でいいますとですね、大体そのぐらいだろうというように思うております。ただ、こういう一つの社会情勢になりますと男の人と女の人という一つの形も、女の人ばかり世帯もございますから、そういった面ではある程度女性の方もケースワーカーも今後は必要になってくるだろうというような懸念は持っております。

詳細につきましては、担当所長のほうから説明します。

○赤川委員長 重本福祉事務所長。

○重本福祉事務所長(社会福祉課長) まず生活保護の推計いいますか、推移でございますが、5年前の合併時に平成16年度に207世帯352人、17年度で208世帯、18年度で201世帯、横ばい状態で推移しておりましたが、平成19年度で188世帯、平成20年度、現在が178世帯の297人ということで、最近における全体的な傾向といましては微減傾向にはあるんですが、ただ予算要求時点が12月ということもございまして、そのころは相談件数5件のうち申請が2件ということもございまして、その後、年を明けまして1月に入りまして不況等の影響、ちょっと田舎のほうはおくれてまいってきてるような状況もございまして、1月には相談件数が17件、申請を8件受けておりまして、増加傾向ということでございまして、21年度に入りましても増加が予想されますので、注意していく必要もあるんかないうふうな思いをしております。

それからケースワーカー4人につきましていろいろ担当地区なりを分

けてやっとなるわけですが、いろいろ相談なり、それから家庭訪問なりも含めて生活指導を含めてやっとなるんですが、大変な今いろんな心の病といいますか、そこらもございませし、いろんな困難事例もあるのも事実でございます。いうことの中でケースワーカー4人と査察指導員が当初県から1名来ていただいたとったんですが、今職員、係長級を1名ということで査察指導ということの中で、それもケースワーカーと一緒に家庭に出かけていく状況もございませ。いうことでは今後、不況等の影響がだんだんこっちのほうにも来まして、生活におけるいろいろなところも相談もあるように思いますので、今後21年度につきましても予算も今現在は同じような予算で組んどるんですが、また補正予算をお願いするような状況も生まれてくるかもわかりませので、よろしくお願いいたします。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 よく理解できます。やはり今も言われたように、県からの形で帰られて、今、係長が兼務されとるということでございませが、やはりこの点につきましては兼務というのはなかなか難しいんじゃないかと私は考えませ。専門職たる形でののであれば、やはりそれに精通した方がおられて、そういう形で各世帯をチェックいただくというのがやはり今後の形では必要ではなからうかと思ひませので、その辺も含めてそういう検討もしていただければと思ひませ。今後のことも注視をしていただきませして、またそういう形で、やはり確かに現時点での形では考えないといけないう、生活保護の実態に即していかないといけないうことは重々承知しておひませ。その辺で市としても大変な時期であろうかと思ひませので、職員の方々に無理がないような形でひとつ頑張ってもらいたいということで終わらさせていただきます。

○赤川委員長 要望ですか。答弁要りませんか。

○前重委員 答弁要りません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 利用者負担金の件なんです、いろいろな市があつたり、いろいろな行政区があるんですが、実際にベンチマークいうか、比較というのはやられてるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。よく市長さんおっしゃるように、顧客重視ということ言われてるんですが、顧客いったらいわゆる市民の皆さんになりますね。

○赤川委員長 ちょっとマイク近くしてからゆっくり言ってください。

○児玉委員 それから民間の考え方いうのは、競争原理に基づいてやっとなるわけですが、行政も当然市民の皆さんから見たら費用いうのは選ばれるわけですね。例えば三次市と比べたらどうなんかと、広島市と比べたらどうなんかと、そういうような安芸高田市がすぐれている点あるいは劣っている点というものは出てくるんだらうと思ひませが、そういう比較いうか、そういうことは。例えばで言うと今の医療費今回小学校まで

6年まで無料化ということやられてますが、それじゃあそれはほかのことと比べるとこれは非常に魅力あるものなのか、それともよそはまだ先を行ってるのかとかですね。

○赤川委員長 ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時39分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 この医療の公費負担の制度でございますが、いろいろ医療費にも制度がございまして、重度関係からひとり親関係から乳幼児関係、いろいろございます。乳幼児の医療につきましては、大体これからこの予算が通りまして実施ということになりますと小学校6年生までということになりますから、そういった関係につきますと本市につきましてはある程度県内では上のほうへ入っていくんじゃないかと。中身としましては、小学校3年生までとかいろいろございます。一部負担につきましても入院とか通院は無料にする、これは財政の豊かな府中町さん、また廿日市市さん、熊野町さんは入院費、通院とも無料というまちもございます。本市としましては、大体この小学校6年生までというのは、ある程度上位のほうでないかと、このように考えます。基準的なものは、これは単独になりますんで、ある程度県のほうもいろいろ負担を大体取るようにとは言ってくれますが、市長さんの一つの施策という形で単独事業という形でこのたびはお願いをしてやりたいと思います。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。

児玉委員。

○児玉委員 今回のこれ非常にありがたい内容だと思っておるんですが、ただ、今の若い人たちがやっぱり見るのは、いわゆる他市との比較をやられるんですね。例えば水道料、これ水道はちょっと別件になりますが、何でも比較をされて見られる。我々のころは長男が跡をとるみたいな、もうそういう認識の中で育ってますが、実際に今の若い人たちはそういう金銭面で比較をやられて住みやすいまちを選ばれてるところが非常にありますんで、これから先考えていくのは、いわゆる指標、とにかく比べてみる、いろいろな市町村と、実際に我々が劣っているところはどいうのは、それはコスト面での当然下げる努力をしていかにかいにかんのではないかとということも必要になってくるんだろうと思います。そうしないとどんだん若い人たちが幾ら住宅を建てても住まなくなってくるというようなことをちょっと危惧しておりまして、ぜひ比較というのをやっていただければいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 赤川委員長 答弁を求めます。  
浜田市長。
- 浜田市長 この問題非常に大事な問題なんで、当然このたびのいわゆる小学校の医療費無料化についてもよそと比較してちゃんとメリットが非常にあるよと判断したからこれ今、私やらせてもらったんですけど、委員おっしゃるように絶えずそういうような位置にあるんかというのは行政としてはしっかり把握しておきたいと思います。そうでないとやっぱり子どもは比較してると思います。一般的に原則的には例えば水道料金とか保育料とかというのは、いわゆる受益者負担というのがありまして、特別会計なんですけど、とんとんでやっていこうというのが大体の原則なんですけど、だけどこのまちをつくるために政策的にここだけ安くしていこうというのはあり得ることなんで、おっしゃるとおりそういうことを他のまちとの比較の中でまた政策決定もやっていきたいと、かように思います。ありがとうございました。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
和田委員。
- 和田委員 その他の事業なんですけど、そこで徴収対策強化事業ということで現在1名おられると。それでその人的に1名ほど増員するということでこういう徴収対策をされるということですが、この徴収というのは範囲はどうなっておりますか。
- 赤川委員長 答弁求めます。  
山本税務課長。
- 山本税務課長 1名は税務課なんですけど、もう1名は保育料、介護保険料、水道料、下水道料、住宅使用料を、約5,000万ぐらい去年の4月の調定で滞納があるんですけど、それらの課へ徴収指導と直接の徴収をやってもらおうというように思っております。以上です。
- 赤川委員長 いいですか。  
和田委員。
- 和田委員 今の説明聞きましたけど、5,000万ぐらい今の種々の使用料とかそういったものがあるということで、これいろんなタックス関係もあろうと思いますけど、要するにこの徴収ということは当然市民である以上それに課せられるものというのは、これはもう義務的なものでありまして、これを徴収するというので、この今の財源の厳しいときに例えば今住宅の使用料ということがありましたけど、この間の新聞紙上で見させてもらうのに例えば雇用促進住宅を購入される。これが7,600何がしということでありましたが、それで全体的に4施設ある部分で2億ぐらいの購入費が要る。それで年間8,000万の使用料、住宅使用料ですね、家賃が要るということで、これが15年間で大体黒字になっていくということが出ておりましたけど、例えば雇用促進事業団であって今の能力機構開発ですかね、そういったところで今徴収されて、大変厳しく徴収されとるんですよ。ここの本市としまして、それを徴収ができるかどうか。例え

ば今これで5,000万からも今も滞納があるということになれば、やはりその辺のところもちよっと考えてもらいたい。ただ単純にお金が入るといような感覚で物を言われると、今厳しく徴収されておりますから、今はそれでできとるんだらう思うんですが、これが8,000万ぐらいが必ず入ってくるという、これはないと思うんです。ですからその辺をよく協議をしていただきたい。

それからこの滞納についてのことですが、今いわゆる定額給付金がこの本市でも26日の申請受け付けですかね、と言われまして、27日からもうそういうことで実施されるということですが、このことについても5億4,200何がしの金額が給付金で、それに係る事務経費、これ4.2%、200万円がかかるということ、それを市民に個人の今台帳ですよ、住民台帳に基づいての支払いをさせていただくということでございますが、この滞納者に対しての扱いはどうなるんですか。その辺のところもちよっとお聞かせ願いたいというふうに思うんですが、ひとつよろしく願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 住宅使用料の具体的に言われたんですが、徴収技術はどうなるのかという質問だったように思いますが、その技術をそれぞれの担当課へ今度来ていただく人に指導をお願いしよう。じゃあ、どういうふうに徴収すりゃええんかというたら、それじゃあやってみてくださいというてやってみたら、こういうふうなつもりで雇おうというふうに考えてます。

それでちょっと定額給付金については、滞納者については徴収は差し押さえをいうふうに思いよったんですが、聞くところによるとそれはやっちゃいけないというふうに聞いておりますので、ちょっと手が出せんのじゃないかというふうに思っておるんです。以上です。

○赤川委員長 和田委員、いいんですか。

和田委員。

○和田委員 済みません。私なんかはどうこう言うことはできんと思うんですが、その辺を手を出せれんとか手を出すとか、当然これは税金の還元ですんで、その辺のところのお考えを聞きよるということであって、どうせえとかこうせえとかいうことを私は申しませんが、その辺のところがちよっとどうなつとるだらうかと。いろんな滞納もせずに皆さんは義務的にそういったものをお支払いなって納めておられるということについて、やはりいろんなことが起きてくるんじゃないかということであって、今お尋ねしたんでございますが、ひとつよろしく願いいたします。

○赤川委員長 答弁求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 うちの税収でございますが、収入の約18%の割合を占めてるわけですよ。この12ページ見ていただければわかるんですが、45.8%は地方交付税となっております。それで実は市のほうでは、市税等滞納整理対



策本部を設置をしておるわけです。合併して5年を迎えますが、合併して以来のそれぞれの反省点を課題にしながら今日進めておるのが実態でございまして、その中にいつも言うておりますように実施計画、実施目標等を立てまして、特にここ一、二年は税務課長が事務局長をしていただいておりますが、債務担当会議とかそういった職員研修をしながら自主財源である市税の収入確保のためにそれぞれ知恵を出していただいております。言うのはみやすいんですが、やるがごとし云々のごとく、これは大変な作業でございます。ようやくにして今、税務課の職員を中心に一通りの取り立ての方法論を研修して、差し押さえまではやるようになってくれました。大変な専門的な分野でございまして、大変なご苦勞をやっていただいとるんですが、督促、速やかに文書催告とかいろいろやっていただいております。今では常にヒアリングをしながら徴収目標を立てて、そういった状況を毎月事務局長のほうから発行をしていただいております。職員の努力もですが、そういった税の専門職の方のうちの方へ雇用いたしまして、そういったノウハウも学びながらやっておるのが実態でございまして、いずれにしても公平である税については的確な毅然とした態度を取るというふうに基本的には思っております。

それと同時に、今の給付金は、全然これは関係ないと思ってやりたいと思います。これはもう税の滞納云々は関係なくして、それぞれ交付するようになりますので。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 これ金額は大した額ではないんですけども、ちょっと総務のほうもおられますので、双方からその関連性ないしは実態等についてお伺いしたいのですが、顧問弁護士の場合なんです。人権推進費のほうに個別相談ということで顧問弁護士委託料が10万円ほど計上してあるということと、先般もご説明はいただいたんですが、総務管理費のほうで2名分の顧問弁護士料が150万程度掲げているということなんで、この関連性ですか、つまり総務管理費のほうで2名の顧問弁護士さんを委託契約してある中でまた別個に人権推進費のほうで個別相談費が要するという論調の説明を聞きたいのと、その内容についても多少ここ何年かの状況でどんなような相談が何件ぐらいあるんですよというのを人権推進費のほうの10万円についてと総務課のほうでの顧問弁護士さん2名おられますが、この年間どのぐらいの相談とか、このような職員のいろんな問題点があって相談業務に乗ってもらってますよといったような状況、双方から少し聞かせていただきたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 総務課で計上しております顧問弁護士料でございますが、2名の弁護士さんをお願いをして顧問弁護士料を払うようにしています。総務のほうの弁護士料というのは、いわゆる行政執行上いろいろご相談申し上げる

ことがございますけれども、そういった関係については大概この総務の顧問弁護士料の中で引き受けをしていただいているというふうに理解をします。いろいろな個別の案件が出てまいりますと当然それはまた別個のお願いということになりますので、そういったことも含めてそれぞれの課で計上する部分もあるんだろうというふうに考えております。

相談件数、どういうふうな相談を何件というものにつきましても、今手持ちでしておりませんので、調査をしまして答えさせていただければというふうに思います。

○赤川委員長 次に、毛利人権推進担当課長。

○毛利人権推進担当課長 お答えします。

人権推進にかかわる顧問弁護士の委託料でございますけれども、先ほど総務企画部長のほうからお話がありましたように、人権推進のほうにかかわっては個別の相談ということで一応予算化しております。ご承知いただくように、税収入のほうにつきましては地方税法のほうでかなりな法的な支えがあるわけですが、住宅の貸し付けにつきましては私法債権ということで民法上によるということで、個別の相談事案もあるわけですが、そういうことを勘案して10万円を予算化していることでございます。以上です。

○赤川委員長 今の水戸委員、相談件数の件は、後ほどでいいですね。

○水戸委員 それ結構です。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 大体の概要についてはわかったんですけども、何件云々の議論については、それは後からということでしたから、それはそれで構わないと思います。

まず一つには、この行政を運営していくという観点から非常にここ近年いわゆる行政暴力云々の議論もあるし、そういった危機管理の観点から非常に大切な弁護士さんだろうというふうには思っているわけですね。そのことについてどのような案件でどのような相談があるのかということと、いわゆる行政執行上の問題もあると思います。個別ではなくてですね。そういうようなことからお伺いをしたということで、企画部長のほうの答弁はもう要りません。

それから毛利課長さんのほうのお話なんですけれども、これは個別の人権問題に関しての相談ということなのかということをお伺いしたいのと、そうではないように、今は債務の関係の、つまり滞納整理といったような観点のお話でしたが、個別の人権問題に関しての案件があるのかどうかということが一つと、顧問弁護士さんは先ほどの総務のほうでお話があった方と同じなのかどうか。別個にお願いするんですよという意味なのか、それとも総務のほうで委託契約年間なされとる2名の弁護士さんをお願いするんですよという、ここの2点を毛利課長さんのほうからお伺いしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

毛利人権推進担当課長。

○毛利人権推進担当課長 お説のとおり、委員がご質問のとおり、言われたように、意識といたしますか、人権問題についての顧問弁護士でなしに、債務にかかわっての個別の相談をするということでの予算計上でございます。

それから弁護士さんにつきましては、市が委託をしている弁護士さんと同様の方でございます。以上です。

○赤川委員長 いいですか。

○水戸委員 ありません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

ここで質疑があるようでございますので、13時まで休憩といたしたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

まず最初に、午前中ありました消防本部所管の分について児玉委員のほうから質問がありましたことについて総務のほうから答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 自主防災組織育成宝くじコミュニティ助成金につきましてご質問がございました。まず昨年度の状況ですけれども、1団体について80万円の補助金を予算化しております。この助成金は、2月の中下旬に内示が宝くじ協会のほうからございまして、4月の中旬ぐらいに正式な決定の通知が参ります。昨年度は、市長さんがかわられましたので、6月に本予算を議会へかけました。したがって、昨年度の宝くじ助成につきましては4月の中旬には既に正式の決定来ておりましたので、予算化をして出ささせていただきました。

21年度につきましては、一応2月の中旬に内示があって、4月の下旬に本決定という形になるというふうになっておりますけれども、残念ながら21年度につきましては3つの自主防災組織から申請が出されましたけれども、今回はいわゆる不採択の内示が参りましたので、21年度採択になれば6月補正ということで毎年しておりますけれども、自主防災組織につきましては補正をする予定はございません。以上でございます。

もう一つよろしいですか。それから顧問弁護士のいわゆる相談の状況でございますけれども……。

○赤川委員長 ちょっと総務部長、今こちらのほうで答弁をもらってもいいんですが、いいですか、総務のほうで。

〔両方あるの声あり〕

両方あったん。そうですか。わかりました。失礼しました。

それでは、続いて。

○田丸総務企画部長 それで2名の弁護士の方に19年度は14回ご相談に行っております。中

身につきましたは、固定資産税の関係、それから市道の関係で裁判になっておりますけども、その申し立てがございましたので、それに関するもの、それから交通事故、農事組合法人の清算、地籍調査の関係と、こういったいわゆる業務にかかわるものにつきまして弁護士の先生方にご相談しております。

それから20年度でありますけど、20年度は4回ということで、大きく減っております。給食費の滞納の問題、農事組合法人、それから旧八千代町が八千代カントリークラブの用地をお借りをして、さらにカントリークラブにお貸しをしてるという経緯がございましたけども、それにかかわっての土地の整理の問題等々についてご相談を申し上げております。以上であります。

- 赤川委員長 続いて、市民生活部所管部分について、毛利人権推進担当課長。
- 毛利人権推進担当課長 人権推進の債務にかかわっての相談でございますけれども、19年度2件、それから20年度はございません。これは個別の事案についての協議ということで費用は伴ってません。
- 赤川委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
今村委員。
- 今村委員 何点かお伺いいたしますが、市税のほうの関係でございますが、この予算編成が12月ぐらいにされたんだろうというふうに思うわけですが、その後、月日がたって、今の状況がそのときとは変わってきてる状況にあるやというふうに想像をしておりますが、今の個人税のほうの関係はともかく法人税のほうの関係でその後、客体の動向もあるのではなかろうかというふうに思っておりますが、両税合わせて今の段階におけるこの予算立ての銭目に変化することがあるやなしやというふうに思うのでございますが、そこら辺についてのご見解をまずお聞きしたいというふうに思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
山本税務課長。
- 山本税務課長 ご質問のとおりでありまして、予算編成時には赤字じゃいう状況が濃かったんですが、全くのゼロじゃいうような、赤字いうんですか、減額になるという状況であったんですが、年が明けまして前期でもうけたものはもう全部吐き出すだろうと、それで赤字になるだろうということが1月入ってどんどん言われるようになっておりましたんで、法人税割で当初予算に比べて34%減ということで予算させてもらっとるんですが、まださらに全部赤字じゃいうことになりやあれでも、13ページに上げておりますが、1億9,200万、法人税割を予算したんですが、いうてもこれが半分ぐらいになるかもわからんいうふうに危惧はしております。以上であります。
- 赤川委員長 ほかに質疑は。  
今村委員。

- 今村委員 そのうち21年度の滞納繰り越し分がそれぞれ見込んでございますが、これは例年と比べて変化のある数字なのかどうか、そこら辺についての、徴収率との関係もあろうかと思いますが、そこら辺についてはいかがですか。
- 赤川委員長 答弁求めます。  
山本税務課長。
- 山本税務課長 滞納の収納率は、20年度は専任担当の人を雇いましてやりました。それで19年度の実績から20年度の当初予算を収納率で下回らんように、ましてそれより上回るということはちょっと厳しいかのうということで、20年度並みで予算をさせていただいております。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
今村委員。
- 今村委員 理解をいたしました。  
それでは、ちょっと具体的な施策についてお伺いをいたしますが、予算資料の2ページに新規事業として結婚サポート事業が今年度新たに上がっております。このことについての具体的な成果といたしますか、どういったような形でこのことを予算化され、事業化されようとしているのか。  
それからまだこれは21年度からでございますので、今後の動向についてこの事業をどういったような形でお進めになるご予定なのか、そこら辺についてのご見解をお伺いをいたします。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
浜田市長。
- 浜田市長 これは私の重点施策でもございますので、概略方向性についてちょっとお話しておきます。  
まず、この事業、いろいろ各県の調査もいたしましたけど、なかなか成功例も難しいようなことです。行政が単に窓口つくっても、それじゃあ、わしの嫁さん探してくれってからなかなか来られる方は少ないということで、それからもう一つは、我々がそういう方のリストをつくっても守秘義務とかプライバシーの問題とか非常に厳しい問題がございまして、今ちょっと各担当課長のところに指示してることは、いわゆる現在非常にお世話をされとる方がおられます。これらの方を動きやすくしてあげたらいいんじゃないかなと、それから市内に住んでおられる方についてはある程度の成功報酬を出したらいいんじゃないかと、こういう方向で今検討をさせております。いずれにしてもいい形でこの組織をつくって、やっぱし1組も多くのカップルに安芸高田市に住んでいただきたい、かように思っておりますんで。  
詳細につきましては、担当課長のほうから申します。
- 赤川委員長 久保市民課長。
- 久保市民課長 結婚縁結び事業というの展開してまいりたいと思いますが、市内の少子化の一因とされる未婚の男女の増加に歯どめをかけるために結婚相談

員及び結婚コーディネーターによる結婚の支援並びに結婚を希望する男女の出会いの場の創出ということを目的にしまいたいというふうに思います。今、委員がおっしゃっていただきましたように、今から始めることですので、なかなか成果というのも見えにくい状況もあろうかと思いますが、かつて旧町の時代にそういった事業を取り組んでおられた経過もございますし、そういうノウハウを持っていらっしゃる方のご協力をいただきながら、結婚相談員には市役所の中に席を置いてご相談を受けていただき、かつコーディネーターの方というのは各町に2名ずつお願いをして、その方たちに連携をとっていただきながらサポートをしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

ほかに。

今村委員。

○今村委員 次に、シルバー人材センターへ補助金が出ておりますが、これからのシルバー人材に関する課題は、やはり就業の場をどういった形でシルバー層につくっていくかというのが大きな課題になろうかと思っております。それに向けて行政のほうでどのような対応を今後進められていくのか。

それからあわせてどうもセンター内部の登録の人があんまりふえてない、むしろ減ってるような状況もあろうかと思いますが、それについての行政的な指導なりをお考えであるならばどういったような形でそれに対応されようとしているのか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 シルバー法人関係ですが、ご承知のように雇用という一つの中でシルバー人材センターの目的としましては、営利が原則というか、目的ではないんであって、対高齢者対策の一つの一環事業だろうと、このように考えております。行政のほうも各部からそれぞれなるべくシルバーの関係を委託、予算化をされていますけども、現社会におきましては土木工事等もなかなか厳しい時代であります。そういった面からいいますとある程度のシルバーのほうも厳しいところもあるかもございませんが、今年度から、今現在やっておりますけども、本庁のほうに来ていただきまして、各部とそれぞれ事務局とが1年間の考え方なり委託事業の内容を詰めて協議をいただいているところであります。全体の予算も減つとるわけでもございまして、シルバーさんのほうもなかなか厳しいところがあると思いますが、シルバーとしましては公の予算だけでなく民間等の関係もある程度今からの考え方も必要じゃないかと、このように考えております。

それと会員の減でございますが、ご承知のように派遣制度の改正がございます。今まで会社等に派遣をそれぞれ会員の方が行っておられまし

たが、長い方はある程度会社のほうで雇用していただいたというのが一番大きな減数と、このように聞いております。今後とも生きがい対策の一環として行政でもなるべくご支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

今村委員。

○今村委員 子育て支援の関係でございますが、その中で放課後児童クラブの運営についてでございますが、これまでの説明ではかんがる一に委託をするというふうにお聞きしてるんでございますが、この業務委託に対して、ここにほかな組織なりと競争の原理が持ち込まれたのかどうか。

それからあわせて児童への指導委託というのが主の業務になるわけでございますが、子どもたちへの指導要件として求められたものがあるのか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 子育て支援の一環としまして昨年からのクリスタルアージュに子育て支援センターを開設して、ある程度子育て、母子関係から子育て家庭指導、支援等、また保育所に預けてない家庭で子育てをされる方、それぞれプレイルームのほうに来ていただきまして、ある程度対応させていただいております。今からの子育て支援の中で、やっぱりある程度考えていかねばならんということは、それぞれが地域で対応していただくという原則のもとで今からNPO関係、これやっぱりどの福祉関係にしても当然大切なことだろうとこのように思うわけです。今まで子育ての、特に児童クラブ関係につきましては関係者がNPO法人を創設されまして、昨年、20年からこのNPO法人として委託をして市としての一貫性を持ってサービスをさせていただくという形で進めてまいってきております。競争の原理からどうかいいますが、思いますけども、現実こういった一つの子どもの世話をさせていただく関係、ある程度資格者関係も欲しいところもございますし、また補佐的なことも要るように思います。幅広い意味でそういったNPO法人を措置化されて、そこと行政が一体となって子育てをしていく、支援をしていくということが一番一つの核的なものじゃないかというふうに考えて今推進をしているところであります。

それと……。

○赤川委員長 業務委託の件と子育て支援。

○廣政市民生活部長 あとの件につきましては、担当課のほうから。

○赤川委員長 続いて、答弁求めます。

是常子育て支援センター長。

○是常子育て支援担当課長（子育て支援センター長） 放課後児童クラブにつきましては、児童館も含めてでございますが、午後2時から午後6時までそれぞれの小学校区で子どもさんお預かりしております。

指導要件といたしましては、事故のないように家に帰れるように、その間を指導員でもっていろいろ学習やら集団生活をしておるところでございます。今後とも、ふえてきておりますので、事故が起きないように充実していきたいと思っております。以上でございます。

○赤川委員長 今村委員。

○今村委員 今までの児童館の運営について見てみますと、どうも現場に任せっきりのような状況が多かったのではなかろうかというふうに思っておりますが、せつかくNPOの法人でそこら辺が今度運営されるわけですから、行政のほうも絶えず協議をし、連絡をとり合うことが今後必要じゃなかろうかと思えますし、やはり各地域のそれぞれ児童館によってそういう運営が違うようでは問題も出てこようかというふうに思っております。そこら辺についての運営のあり方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

是常子育て支援センター長。

○是常子育て支援担当課長（子育て支援センター長） 現場に任せっきりということでの質問であったわけですが、行政的にはNPOの子育て応援隊かんがる一さんのほうにお任せしとるといったことと、もう一つは、入江・郷野児童クラブにつきましては、報正会さんと子育て応援隊かんがる一、この2団体で運営していただいておりますが、今後といたしましても行政といたしまして、その協議会の中に、子育て応援隊の中にも各児童クラブ、児童館の館長さんを中心として連絡協議会というのがございます。月に1回ぐらい集まっておられて、いろいろ協議しておられますが、そのほうにも行政のほうにも声をかけてもらって、いろいろ重要な案件とか要望とかある場合には行政も出かけていって聞いているのが現実でございます。新年度もこういった、言われますように行政と、そして委託団体であります。NPO法人あるいは報正会さんとも力を合わせて今後いかにいい放課後児童クラブの運営ができるか模索していきたい、協議していきたいというように考えております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、まだありますか。

今村委員。

○今村委員 男女共同参画推進事業のことでございますが、今年度条例が制定をされ、今後、男女共同参画都市宣言に向けて事業を展開するというところでございますが、これの具体的な形での啓発及び推進に関して私は、まさに旧来から言ってきております行政評価の仕組みをこの中へ取り込んでいったらというふうに思うんですが、そこら辺についての手法的な展開についてどういったような形でこの事業を進められようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

廣政市民生活部長。



○廣政市民生活部長 男女共同参画社会の創設という一つの考え方と行政評価のシステムの一つの位置づけでございますが、ご承知のように福祉の中でやっぱり基本的な一つの考え方、人権的にも大切でありますし、ある程度予算とかみ合わないもんも何ぼかあると思うわけです。この権利という一つの人としての明るいだれもが人・輝く安芸高田の中で基本的な一つの考え方をこの行政システムの中でプラスが出ないからしませんというのでなくして、これ行政を進める中の一核となる一つの考えだと、このように位置づけておりますんで、事業の内容においてはそういったシステムも用いなければいかん、このような考えです。

詳細につきましては、課長のほうから。

○赤川委員長 補足説明がありますか。

毛利人権推進担当課長。

○毛利人権推進担当課長 男女共同参画の推進についてのご質疑でございますけれども、部長が話をしましたように、やはり市民挙げてというような体制に持っていくことが重要かと思うことはあります。その中で条例も制定し、市とか市民とか、あるいは事業所の役割といいますか、責務も設けて実施するということと、プランは18年度に策定したわけですけども、その中でもやはり推進する側の職員の意識というのを変えていかないけんいう部分が第一義にあらうかと思うんです。そういう部分でやはり推進組織を4月からは新たな行政機構になりますので、そこらで見直しをして実施しやすいような推進体制を考えていこうと思っております。その推進過程につきましては、啓発活動実施する部分もありますし、それから事業所への啓発あるいは市民に対して、あるいはまた地域のやはり慣習とかそういうような、風習とか、そういう部分を見直すという部分がありますので、それぞれのやはり組織を見直した中で広範的な事業展開が必要なわけでございますので、庁舎内のそこらの事業実施にかかわって推進するところが主となってやるようなそういうような組織づくりをやっているながら啓発をそれぞれの部署でやるという形をとっていきたいと思っております。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

今村委員。

○今村委員 進め方はそれで私もいいと思うんですが、できれば各これから講演会なり、あるいはいろんな行事がなされるというふうに思うんですが、そこにやはり主催する側も、あるいはいかにそれこそ人数を集めるか、あるいは多くの参加を得るかというような一つの目標設定を立ててやるような仕組みでこの事業を進めてもらいたいということ、これは要望でございますので、質疑はしませんが、申し添えてこの質問は終わります。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 今のちょっと関連質疑になろうかと思うんですが、人権のいわゆる今回から共同参画ということで男女のことで今話されておりましたけど、

本来人権というのはそれは当たり前のことで、男女とか、とにかく人と人とのこと、いわゆる人権啓発で今までやってきたこと、そういうことが過去にも人権、いわゆる例えば同企連とか人企連とか同寺連とか、そういったものが今まであったんです。それでこの間もそういうことで話もしてきたんですが、それがいつの間にかなくなっておる。そしてまた今度そういった男女共同参画ということで位置づけられてきておるということで、各旧町、向原違うとったんでしょうが、各人権会館、隣保館、そういったものの中で行政の中に入って事務局等でやっておられて、そしてそのときの会員募集、会員の拡充ということでいろいろと企業なら企業が努力をして人数もふやしていった。それがいつの間にかでございしますが、これはちょうど今、国の国策とか、いわゆる合併問題、そういったところで一応立ち消えたと思うんですけど、その辺のところを今後どうされるのか見解をお聞きしたいんでございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長 　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 　行政の一つの一環の中で、特に福祉行政等につきましても基本的な考えとしては人権尊重というのが基本的な理念になろうと、このように考えております。ご承知のように、合併をして一番初めに人・輝く安芸高田の中で人権尊重のまちづくり条例、これを発足させていただきました。それ以来男女共同参画を初め高齢者対策、障がい者対策、それぞれ人権に関するもとにしてこの行政の推進をしてきたと、このように思っておりますが、それとあわせてこの中を人権尊重のまちづくり条例をやっぱり一番核としての、その中でこの男女共同参画、これ一つの条例だと、このように考えます。当然男女共同参画、市長も申しておりますが、今からの社会というもの、子育てから家庭から社会の創設、進出、これ当然女性の参画も必要になってくるという形で、クオーター制等もある程度明確化してまいるというようなのが一つの政策を進めてまいるということでありまして。そういった関係でございまして、そこらの権利もございまして、尊重もある程度考えていくというのが一つの大きな目的と考えております。

今の人権関係につきましては、担当課長のほうから。

○赤川委員長 　毛利人権推進担当課長。

○毛利人権推進担当課長 　人権の推進につきましては、合併以来法のものとの平等とか人間の尊厳というような形での普遍化したといえますか、人権尊重の理念を住民に定着するというような形で講演会とか、あるいはまた人権会館の事業ではそういうことを基本として行っております。なおかつ今ご指摘のように、人権課題ということになりますと女性問題とか高齢者とか障がい者の方、あるいは同和問題、さまざまあります。ですから普遍的な人権尊重の理念プラスやはり個別の人権課題も取り合わせながら事業を展開するというところで、地方においてもそこでまた人権会館においてもそうい

うような方向で事業を実施しているところでございます。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 私が言っておるのは、そういった取り組みはもう説明も受けてますし、理解しておるんでございますが、過去にあった組織、そういったものはどうされるのか。今のままで何もなくして消滅してしまうのか、それとも今後どういったものに結びつけていくのかというところで、一応それが継続性が今切れとるわけですね。それをどういうふうな取り組みをされるのか。過去の組織です。お願いいたします。

○赤川委員長 答弁求めます。

毛利人権推進担当課長。

○毛利人権推進担当課長 お答えします。

推進組織でございますけれども、合併する中で法も時限立法がある中で各町ともそういうように民間ということですね、行政以外で民間のさまざまな民主団体が組織を持って人権啓発に当たられたというところもでございます。それからまた、法が切れてそういう推進組織がなくなったという部分でございますけれども、先ほどお話もしました事業の展開には今既存の団体との連携をしながら事業を進めている部分もでございます。世界人権宣言の何々町実行委員会とか、あるいはまた吉田町に行けば吉田町民会議とか、ですから既存のそうした推進組織とも連帯し、またなおかつ青少年育成の市民団体とか、あるいはまた振興会とか女性会とか人権啓発あるいはまた男女共同参画、青少年の育成関係などやはり既存の団体とも連携をしながら効果があるような、そういう推進方策を今実施しているところでございます。それで合併を契機になくなったというような部分を今から新たにまたつくるいうのもなかなか難しい部分でございます。ですから推進組織がないようなところにつきましては振興会なんかにもそこらもお手伝いをさせてもらいながら多くの方に参加してもらって事業を実施しているところでございます。以上です。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 今の言われることもわかるんですが、いわゆる途中で切れたとか、そういったことも含めてですが、今までそのことを、今合併してもう4年以上たって、それまで保留されておったということで、例えば世界人権宣言とか、そういった組織の中で一応含めてそういった人権啓発していくということになれば、そういった助言といいますか、一応助成的なものがあるのならそういったことをやはり指導されてやっていただかないと今までやってきたことがそこで一応立ち消えになっとなるのは事実ですから、そういったことを指導をしていただきたいし、この組織もそれで一つのものになればそれ以上のものがまたできていくと思うので、そういったところの見解をお聞きしたかったわけです。今後どうされるのか、よろしく願います。

○赤川委員長 答弁お願いします。

毛利人権推進担当課長。

- 毛利人権推進担当課長 既存の人権組織がちょっと崩壊しつつあるという分につきましては、それはそれぞれの人権会館のほうにおいてそういう組織を事務局として持っておられます。ですからより効果をやっぱり上げるためには、それぞれ世界人権宣言にしてもさまざまな団体の構成によってそうした人権団体を構成しておられると思うんです。ですから私どもといたしましては、やはり多くの方々の団体に参加してらってから今ある目的に向かって組織を再構築してもらおうような、そういうやはり指導はしております。結果として十分でないということがあるんかもわかりませんが、今後ともそうした既存の組織につきましてはやはり今話をさせていただきますように引き続き推進が活発にできるような、そういうような効果が上がるようなそういう体制に持っていこうと思っております。
- 赤川委員長 和田委員、よろしいですか。  
和田委員。
- 和田委員 じゃあ、済みません。ひとつそういった方向で指導なりしていただいて、よりよい人権啓発できるようにお願いをしたいと思います。以上です。
- 赤川委員長 答弁は要りませんか。  
その他質疑はありませんか。  
水戸委員。
- 水戸委員 ちょっと関連なんですけども、今、同僚委員のほうからお話がありましたように、結局行政の責任で、いわゆる地対財特法もバックにあって、行政の責任としてこの人権問題というのはずっと取り組んできたという経緯はずっとあると思うんです。その中で、先ほどちょっとお話出ておりましたが、民間団体、つまり同寺連であったり同企連であったりというもの、あるいは解放教育推進協議会、解推協というふうに各町で呼んでおりましたけども、これらすべてやっぱり行政の責任としてやってくださいよということで、当時の行政の責任として指導もし、育成もしてきた経緯があるんですね。問題は、そのことに対してずっと行政はそういうスタンスで行政主導の中でやってきたが、つまり地対財特法の期限切れとともに、ちょうど当時は高田郡の組織もあったんですね。向原さんが入ってなかったんだと思うんですけども、そういったことをずっと行政がやってきながら、今回の町村合併あるいは地対財特法の期限切れ等々踏まえて、多分同僚委員さんおっしゃるのは我々がやってきた組織に対して何も声がかからんようになったというお話ではないかと思うんですよ。立ち切れになったというのは、つまり同寺連であったり同企連であったりという活動はしてきたが、現在何の声もかからんようになったということに対して行政の責任ということで指導してきた行政側はそここのところをやめるんならやめるように、もっと極端に言えば会計あたりもずっと続いとるんじゃないかというような議論もあるんじゃないかと思うんです。各町において解放教育推進協議会、つまり解推協というのは自主的に解散した町もあります。そここのところを行政の指導と

して何とかしてもらえないのだろうかということと同僚委員はおっしゃってるのではないかと思うので、いま一度伺います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対して、同僚意見を補佐されたんですけども、答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 この人権対策としまして先ほど水戸委員さんのほうのご質問のとおりでございまして、当初はこの同和対策事業から一つの特別措置法として行政の責務としてこれを解消していくということであったろうと、このように思います。問題は、やはり心理的な差別と環境的な差別の中、これを一体的に市民に啓発を深めていこうという形でいろいろ企業の関係の方とか民間の方とか行政と一体となってこの問題を対処していこうというのが当初の大きな目的だったように、このように考えます。ご承知のように、地対財特法も期限切れになりまして、一応この環境問題としましては一般施策の移行という形が大きな一つの形でありまして、今現実に行政と一つ対応してるというものは人権推進課のほうで心理的な差別もある程度啓発をして解消をむけて今動いているところであります。

問題のそれぞれその当時つくっていただきました団体等、今は実際高宮にしてみれば、高宮、甲田町さんなんかには今の予算書にありますように世界人権宣言の実行委員会という一つの一体化をしていただいとると、私はそのように考えておるわけで、当然団体のほうの会計は団体のほうのやっぱり整理をしていただくのが、そのほうが私はみやすいんじゃないか、このように思います。私のほうで、行政のほうとしましては、高宮の実行委員会さん、また甲田の実行委員会さん等にはそれぞれ補助金を幾らかお手伝いをさせていただいて、この啓発、行政と一緒にある程度人権政策の中の一環として啓発を進めていただいております、このように考えております。そういった意味では、ある程度そういう実行委員会の中の集客をされた中で人権会館等その中である程度集約をしていたいただくのが一番ベターじゃないかと、このように考えておりますが、担当課長のほうも同様に。実際そういうような形で今進めてもろると私は思っておったわけです。

○赤川委員長 水戸委員、いいですか。

○水戸委員 いいです。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 障害者自立支援訓練などの給付に関する経費についての質問なんです、その中の障害者自立支援訓練などの給付事業費が昨年度より2割弱アップしてるという状況であるんですが、障がい者に対する自立支援、やっぱり社会復帰していただけないといけませんので、しっかり応援していくという気持ちがあるんですが、この大幅なアップの理由を1点お聞きしたいことと、その下の障害者自立支援介護給付に要する経費のうちの社会障害者福祉事業の中の昨年度には負担金、交付金としてありま

した精神・心身障害者就労促進事業補助金という項目が昨年度1,000万からあったものが忽然と消えとるんですが、これのどこか相殺されたのか、デイサービスのほうへ、日中支援のほうへ動いたか、その辺の状況を説明していただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

重本福祉事務所長。

○重本福祉事務所長(社会福祉課長) 障害者福祉費の関係でございますが、障害者自立支援訓練等給付費の関係の事業は国庫補助事業で、自立支援法が施行されまして国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1、自己負担1割というのでスタートいたしまして、3障害を一本にしてやっていこうということでございまして、増額理由の主な理由としまして3点ほど考えられます。1点目に自立支援法の施行に伴いまして制度が変わったという点、先ほどありました負担金の関係、精神の障がい者の関係もこれは別建てでやっとなったわけですが、そこらのほうも一本になってきたということで、一つがふれあいの2つの事業所関係がありまして、一つがふれあいの家のたんぼぼで利用者が13名の小規模授産施設から就労継続支援いうふうなB型に移行された、また清風会の3ホーム、利用者これ30名おられるんですが、これも精神障がい者の通所の授産施設の関係で、これも就労継続支援のB型というふうな新体系へ移行されておるというような状況がございます。清風会の3ホームにつきましては、精神の事業所で、県が予算措置をして直接清風会のほうへ扶助していったような状況ですが、自立支援法の施行によりまして先ほど言いました3障害とも市町の事業になりましたということで、国庫補助の2分の1、県費の4分の1も安芸高田市のほうに歳入して、あわせて市の予算を通して支出ということで、歳入もふえ、歳出もふえとるというふうな、これが2つの事業所関係で約2,987万2,000円の増ということでございます。

それから2点目でございますが利用者の増というのも考えられます。新体系に移行したことによりまして支援費の算出関係で利用者数が現在26名ふえとるような状況も考えられます。入所系が8名、デイ、ショート、通所関係で18名というふうな、ここらの増額も考えられます。

また、3点目に、特別対策といいまして利用者負担が1割ということでスタートしたわけですが、負担感が多いということで批判が集まりまして、制度改正ということでされておりますということで、19年度に1割の4分の1、また平成20年、昨年7月にさらに2分の1ということで見直しがありました。現在でいいますと当初1割言いよったのが8分の1程度の自己負担になつとるような状況でございます。これ今自立支援法の見直しの中で3年間やってきた中で、また21年度からは今いろいろ法改正の審議されとる中でございますが、また応能負担というふうな状況に戻っていきうような今の軽減特別対策事業をそのまま生かしていくような状況でもございます。

それから2点目の負担金補助の関係で精神の障がい者の関係へ負担金

のほう出しとった貴船ハウスのほうへも補助金を出しとったんですが、これ補助金として出していたものを支援費の関係で扶助費のほうで支出していこうということで扶助費の増額いうふうな格好になっております。以上でございます。

- 赤川委員長 石飛委員、いいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたしまして、ここで2時5分まで休憩したいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後1時50分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。  
続いて、議案第5号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
廣政市民生活部長。

- 廣政市民生活部長 それでは、議案第5号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます。

予算書でまいりますと213ページになります。なお、当初予算の資料につきますと7ページ、8ページになりますので、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

今回提案させていただいておりますこの予算につきましては、去る2月5日開催いたしました安芸高田市国民健康保険運営審議会に諮問し、答申を受けたものでございます。平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ35億4,576万円で、対前年比15%の減額となっております。また、一時借入金の借り入れの最高額は7億円と定めさせていただくものでございます。

概要でございますが、本市の平成20年12月31日現在の世帯数は1万3,240世帯、人口は3万2,511名で、そのうち国民健康保険へ加入している世帯につきましては4,940世帯、被保険者数は7,171名となっております。全体に占める割合は世帯で約37%、人口で申しますと約22%となっております。昨年度は65歳以上74歳未満の高齢者の医療費に対する保険者間の財政調整、また後期高齢者医療制度に対します後期高齢者支援

金の拠出、また40歳以上の被保険者に対します特定健康診査、特定保健指導の義務化など保健、医療を取り巻く環境が平成20年度より大きく変わってまいっております。言うまでもなく国民保険制度は、地域医療のかなめといたしまして保険者の健康と安全を確保する上で重要な制度であり、安定的な運営を確保していくことが非常に大切であると考えております。21年度におきましても医療費適正化に向けた取り組みや生活習慣病予防を中心としました保健事業を一層推進することとし、被保険者の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、概要説明を終わります。

○赤川委員長 これよりそれじゃあ質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 今年度国保事業については、昨年の後期高齢者も含めて事業内容が少し変わってきてるといふ、少しじゃなしに大幅に変わってきてるといふふうに思っておりますが、全体的に今年度の健康づくり推進並びに健康保健推進員の設置等によってこの国保事業に対してどういったような形で医療費の削減が望まれるのか、あるいはそういったことを多分執行側では期待をされてるといふふうに思いますが、そこら辺についての当年度の新規事業とあわせてその関係についてどういうふうに把握をされておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 この国保運営につきましては、当然国のほうも医療費適正化事業という形でこの入院費の縮小とか医療病床の転換とかいろいろ国のほうも方針を掲げてきております。大きな一つの絡みとしましては、後期高齢者医療制度が20年度から始まりました。それでこれにつきましては元気なお年寄りを後期高齢者医療制度の保険のほうへ送ってくれというような形である程度特定健診なり特定指導というものも出てきたように考えます。いずれにしましても国のほうにしても県にしましても、この本市につきましてもそうですが、あらゆる全国市町、市町村、この医療費の抑制というものが大きな一つの課題であろうと、このように思っております。現在事業のほうは後ほど担当課長のほうでご説明申し上げますが、考え方としましてはある程度予防という一つの形、今までは健康診査、総合健診等である程度異常等が出た場合には早くお医者さんにかかっていたとございませうが、今からの進め方としては予防というのを一つ入れまして、中にも生活習慣病、メタボリックシンドロームという一つの大きな医療費の半分以上、60%までが生活習慣病と言われております。本市においても例外ではございませんので、ある程度こういった対策、特定指導、この健康21を尊重し、基本的に事業進めてまいりたい、このように考えます。

一つは、予算化をしていただきましたように、各支所へ本年度より保



健指導員を置きまして、ある程度資格者、看護師等の資格を持った方にその地域住民の健康の窓口になっていただいて、ある程度対処していくべきものはしていただくというような形をとってまいりたい、このように考えておるところであります。

事業につきましては、担当課長から。

○赤川委員長 久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 保健事業のほうについてご説明いたします。国保会計の中で保健事業費としましては、234ページに載っておりますけども、特定検査事業費、それから保健事業費、その中で保健衛生普及費、そして疾病予防費という予算科目の中で健康づくり事業を推進してまいります。この中で特定検査につきましては、平成20年4月から始まりましたが、今年度の目標値が特定健診につきましては45%、保健指導につきましては25%という目標値を設定しておりました。実績で見ますと健診については今43.2%、そして特定保健指導につきましては15%という実績が出ております。これを踏まえまして21年度につきましては、特定健診のお知らせ等で普及啓発していくことと、それから特定保健指導につきましては今年度は総合健診の集団健診部分のみが特定保健指導の対象となっておりますが、21年度からは個別あるいはドックあたりを個別医療機関でも特定保健指導が受けれるような体制づくりをして指導率のほうを上げていきたいというふうに思っております。

そして疾病予防のほうで健康診査等につきましては、負担金の補助、それから保健事業の中でプール健康教室等につきましては600万円計上しておりますが、一般会計とあわせて健康づくりのほうを推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

今村委員。

○今村委員 できれば今の健康21の計画ですよね、あれに沿った形での事業推進が行われるべきだというふうに思うんですが、総合健診の中で特定も個別に窓口をふやすという答えでございしますが、そのことによってこの数字、受診率もっと上がるというようなことは考えられないんですかね。

○赤川委員長 答弁求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 健診については今年度も個別医療機関健診等でかなり受診のほうは300名ぐらい昨年と比して増加しております。保健指導のほうが集団保健指導をやりましたので、なかなか日中来れない方もあるということで、夜間等も実施したんですけども、なかなか6カ月間を来るというのは大変なことで、そこらあたりで個別で受けれるような体制をつければご本人さんの融通のつく時間帯で指導が受けれるということを考えておりますので、幾らかは特定保健指導率のほうも上がってくると確信しております。

健康21との整合性の部分ですけども、やはりその中で生活習慣病予防をメインの柱に掲げております。そこらあたりポピュレーションアプローチの部分であわせて健康づくりのほうは展開して、平成23年度が中間評価になっておりますので、それへ向けたまた実績等の分析等も行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、よろしいですか。

その他質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 後発医薬品についてお聞きいたします。国民健康保険対象者について以前一般質問で後発医薬品の利用についてお伺いいたしましたが、今年度予算の中でまた後発医薬品の普及に関する何か対応されるかどうか、お聞きします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 ジェネリック医薬品につきましては、行政単独でというのはなかなか難しい部分がございます。そういうことで医師会と今連絡をしながら、連携とりながら、どういう形で普及啓発していくかということも医師会の先生方とご相談して今動いてるところです。今年度におきまして、まず国保の被保険者の世帯に向けてジェネリックの普及啓発ということでパンフレットを今配布するように準備いたしております。まずそこらあたりから出発していこうと思っております。

そして安芸高田市では、今普及のほうは33から37%ぐらいジェネリック医薬品を使っているらしいです。全国が17%ということなので、全国の率にすれば安芸高田市はちょっと高いかなという現状であります。以上です。

○赤川委員長 いいですか。

ほかに。

山本委員。

○山本委員 2点ほどお伺いします。

1点目ですが、国保の資格喪失者というのあってですね。その方の数とか、それと資格喪失した場合の子どもの場合、どういうふうにされて、どのように予算がとってあるかというのがわかれば教えていただきたいと思えます。

○赤川委員長 まず1点ですか。

○山本委員 まず1点。

○赤川委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 資格喪失の部分でございますが、昨年12月26日に国民健康保険法の一部が改正されまして、それに伴いまして被保険者の方に滞納者について中学校まで被保険者証を交付するというのが4月1日から施行されます。それを受けまして安芸高田市におきましては、高校、18歳の3月31日ま

でを対象にということで今考えております。対象のほうは18歳未満の世帯が34世帯、対象数のほうが60人という現状でございます。

- 赤川委員長 山本委員。
- 山本委員 これはことしの21年度の4月からそういうふうにされるわけですね。
- 赤川委員長 それもまとめて後、質問で。
- 山本委員 それと、それではもう一つ、出産一時金と葬祭費用というのが前年度より随分安く見積もってあるんですけども、これはこれから老人はふえて死亡者がふえるんじゃないかというような状況の中で予算は450万から360万に減してありますし、出産一時金も1,225万から950万に減らしてありますが、これの根拠について説明願いたいと思います。以上2点です。
- 赤川委員長 ただいまの2点ありましたように、最初の先ほどの34世帯60人の現状かどうかという問題と今の質問あわせて答弁願います。
- 山本税務課長。
- 山本税務課長 現状はどうなんか言われるのは、今の大体现状がそういう感じでありまして、12月25日現在で57人に資格証が交付されております。その中で18歳未満の世帯と人数を今、久保課長が説明したとおりであります。
- もう一個、資格者になったらどうなるんかという質問があったと思うんですが、医療機関にかかったら医療費を全額その場で支払っていただいて、本人は領収書を持って保健医療課に来て、7割相当分を請求していくということになっております。以上です。
- 赤川委員長 久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長 出産育児金につきましては、昨年より275万減額になっておりますが、実績によりまして今年度25人分を計上いたしております。
- 葬祭費につきましては、今年度は1件4万円という形なので、減額になっております。20年度は5万円でしたけれども、そういった意味で減額になっております。
- 赤川委員長 ええですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 質疑なしと認めます。
- これをもって質疑を終了いたします。
- 続いて、議案第6号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。
- 執行部から要点の説明を求めます。
- 廣政市民生活部長。
- 廣政市民生活部長 議案第6号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算につきまして概要のご説明をいたします。
- 予算書の245ページをお開きください。平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算の総額は859万7,000円、前年度対比98.3%の減額予算となっております。平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されまし

て、75歳以上の方が後期高齢者医療に移行したことによります。しかしながら、月おくれ請求や再審査請求によりまして医療費等の支払いが発生しております。本予算につきましては、医療給付費が主なもので、平成21年度予算編成時期の間近の月払い額約70万円をもとに積算し、計上しておるところでございます。

なお、地方自治法の規定によります一時借入れの最高限度額は500万円と定めるものでございます。

また、本特別会計につきまして平成21年度が最終となりまして、平成22年度において老人保健の支払いを生じた場合は一般会計で対応するようにいたします。

以上、概要についてご説明を終わります。

○赤川委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時13分 休憩

午後2時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

再開いたします。

続いて、議案第7号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長

議案第7号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要をご説明申し上げます。

予算書の257ページになりますが、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の総額につきましては3億9,786万5,000円、前年度対比7.9%の減額予算となっております。ご承知のように、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりまして、この後期高齢者医療は県内23市町で結成いたしました広島県後期高齢者医療広域連合を保険者としまして被保険者からの保険料と各市町からの負担金で運営をしております。保険証の発行等資格関係と保険料の賦課は、広域連合が担当いたしまして、保険料の徴収は市町という役割分担で事業を推進しておるところでございます。平成21年1月末の被保険者数は、6,691名でございます。

本制度は、発足後、国民の多くの皆様のご意見等によりまして年度中途の8月に条件つきで保険料の納付方法の変更申し出や保険料の特別軽減対策が実施されたところでございます。昨年12月末には無条件での納付

方法の変更申し出等国から指示があったところでございます。皆様に今後とも広域連合等ご理解いただきますように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、地方自治法に規定する一時借入れの最高限度額は2億円と定めるものでございます。

以上、概要説明を終わります。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

続いて、議案第8号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 議案第8号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます。

予算書の269ページをお開きください。なお、予算資料につきましては8ページになります。平成21年度安芸高田市介護保険特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ35億7,212万7,000円で、対前年度比0.5%の減額となっております。また、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

平成20年12月末現在の介護保険の状況につきましては、第1号被保険者数が1万755人、要支援・要介護認定者数2,479人、要介護認定率は23%でございます。居宅・在宅サービス利用者ですが1,395人、地域密着型サービス利用者が62人、施設サービス利用者506人という状況でございます。

平成21年度の予算といたしましては、第4期介護保険事業計画を基本に予算編成を行っております。

歳入におきましては、270ページになりますが、保険料は保険料基準額を第3期と同額の4,400円に据え置きまして、より被保険者の収入状況に配慮した9段階設定で予算を計上しておるところでございます。

国庫支出金支払い基金交付金、県支出金、一般会計繰入金につきましては、保険給付費、地域支援事業費それぞれ負担率をもとに計上してお

ります。

基金繰入金につきましては、保険料基準額を据え置くため介護給付費準備基金からの繰り入れ、21年4月の介護報酬の3%改正に伴いまして介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れを計上いたしております。

歳出につきましては、271ページになりますが、総務費の一般管理費におきまして介護保険料の段階設定の改正に伴いシステム改修費を計上しております。

保険給付費につきましては、第4期介護保険事業計画をもとに所要見込み額を計上しております。

支援事業費におきましては、介護予防事業費、総合相談事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、任意事業を計上しておるところでございます。市民総ヘルパー事業につきましては、任意事業において介護サポーター養成事業委託料、ヘルパー受講支援事業補助金など地域の介護職の養成や地域の介護力の向上のための事業費を計上いたしました。

以上、概要説明を終わります。

○赤川委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 介護報酬の3%アップがことしからやられるということなんですが、私が思いますに介護従事者の人は物すごく重労働なんですよ。これをもっと市のほうで面倒見てアップして介護従事者の確保とかサービスの充実に向けてできないものかと思うんですが、その辺の見解をお聞きいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 ただいまのご質問でございますけど、非常に趣旨もよくわかりますし、当面国も重い腰上げてから3%ということなんで、ちょっと様子を見させてもらいたいと思います。私再々申し上げますように、安芸高田市の少子化に伴う人材確保という見地からちょっと課題として受けとめときたいと思います。当面はちょっと国の3%の方向を見守っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○赤川委員長 山本委員、いいですか。

山本委員。

○山本委員 当面見守っていかれるというんですが、今のこの時期に人材はたくさん余っとるわけですから、その辺をしっかりと検討してもらって、国は3%と決めとるんですが、市としても何とか対応できんものかというふうに考えますので、もう一度お願ひいたします。

○赤川委員長 答弁求めます。

浜田市長。

○浜田市長 課題として受けとめさせてもらいます。お願ひします。

- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
今村委員。
- 今村委員 一般会計からの繰り入れが昨年度より前年度から21年度は1割強ふえてるわけですが、この主たる要因というのはどういったことなんでしょうか。
- 赤川委員長 1件ですか。
- 今村委員 はい。
- 赤川委員長 答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長（地域包括支援センター長） 一般会計の繰入金が増額につきましては、主たる要因の一つに先ほど介護報酬の3%アップもございしますが、保険料を6段階から9段階に変更します。その保険料の段階区分の変更に対しますシステム改修費が1,000万近くと、あとは地域支援事業の中で今回市民総ヘルパー構想等独自のソフト事業を組んでおります。それに伴います一般財源の増加が主なものでございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午後2時38分 休憩
午後2時38分 再開
~~~~~○~~~~~
- 赤川委員長 再開いたします。  
続いて、議案第9号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部より要点の説明を求めます。  
廣政市民生活部長。
- 廣政市民生活部長 議案第9号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算につきまして概要を申し上げます。  
予算書の301ページをお願いいたします。平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ4,230万9,000円で、対前年度比2%の増額となっております。また、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。  
平成21年度の予算といたしましては、要支援1及び要支援2と認定されました高齢者約550人のケアプラン、居宅介護支援計画でございしますが、作成をする費用を組んでおるわけでございます。  
歳入の主なものにつきましては、302ページになりますが、ケアプラン作成の介護報酬でありますサービス収入と一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出でございますが、303ページになりますが、主なるものにつきましては総務費においては職員の人件費、サービス事業費においては非常勤ケアマネージャーの報酬と市内の事業所にプラン作成を委託いたします介護予防サービス計画作成委託料を計上しておるところでございます。

以上、概要説明を終わります。

○赤川委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 済みません。基本的なことをちょっとお伺いいたします。先ほどの介護保険の特別会計の中に介護予防、地域支援事業費の中に介護予防事業費というものがございまして、こっこの新しく介護サービス特別会計予算の中にありましたこの介護予防支援事業費というものがケアプランの中身で位置づけされておりますが、この辺を分ける意味合いというのをちょっとお聞かせいただいとけばと思っております。

○赤川委員長 答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長（地域包括支援センター長） 国保会計も同様だと思うんですが、事業の会計の中でその事業を行う場合、勘定を別に分けなさいという国の厚生労働省の指導がございます。ですから介護保険の中の一つの事業を行っている部分につきましては、勘定を分けて介護サービス特別会計という別会計を編成をしております。以上でございます。

○赤川委員長 前重委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 今のマンパワーのことについてちょっとお伺いをいたしますが、今、国保及び介護保険、それから介護サービス特別会計の中でいわゆる人的、職員の占める率が非常に高いわけですね。このことについて今の業務の内容と人的配置がうまくバランスが機能してるのかどうか、そこら辺がちょっと気になるんでございますが、そこらについては総括的にどういうふうな掌握をされておりますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長（地域包括支援センター長） ご質問の趣旨が歳出予算の中で国保会計におきましても介護会計におきましても介護サービス会計におきましても職員人件費の占める率の部分のご質問であったかと思っております。現在の予算の組み方が各会計に必要な人件費は各会計ごとに組んで位置づけて予算を組むという予算編成の方針をとっております。ですから国保特別会計を分担しておる職員は国保会計の中で、介護特別会計を分担しておる職員は介護の保険の中で、そして介護サービスに配置しておる職員は介護サービスの中でという、そういう予算の組み方をさせてい



ただいておりますので、各会計に占める人件費割合が比較的に高くなっているという状況があらうかと思えます。以上です。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

今村委員。

○今村委員 特にさっき言えばよかったんですが、今の総括的に職員のお話ですので、この場でやらせてもらいますが、介護サービス特別会計の中で3人の専任の職員さんがおられる。事業の内容から見て人件費の占める割合も非常に高いのかなというふうに思うわけです。

一方、今の国保の関係でいいますと6名で構成をされてるように思われますが、そこら辺についての日常業務の関係の中で事務量の差であるとか、そういったようなことはございませんか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

廣政市民生活部長。

○廣政市民生活部長 人件費だけを考えていいますと、先ほど沖野課長のほうからございましたように、それぞれ高齢者福祉の方と保健医療課のほうの所管、その中で特別会計ごとに人員を配置しているところが原則でございます。

介護サービスのほうは、先ほどご説明いたしましたようにプランづくりという一つの大きな役目が、これは保険者のほうで作成をするということになっておりますので、それを一つの核として仕事をしていくということがございます。

国保のほうは、ご承知のようにこれは保険者と被保険者がこれも当然でございますが、賦課から徴収関係ですね、またいろいろ事務を考えて健康づくり関係からいろいろ幅広いということがあります。どっちかといえれば人数は多い方がいいんですが、今のところはこの人数で何とか対応していただいとるという形でございます。

特に介護サービスのほう今度プランづくりという毎月大体520件ぐらいございますんで、これも減っていくという見込みはちょっと立たない。どっちかといえればふえていくという形ですから、これも間に合わんときには事業所のほうに委託をしてケアプランづくりをさせていただくという形になります。原則的にはできれば今後の動向見ますれば介護サービスのほうが少し人数を必要とするかな、こういうような傾向にあると、このように思います。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 市長は、在宅介護を進めていくという施政方針の中で申されておりましたけれども、具体的には訪問入浴サービス、これがなくなるのではないかという不安があります。訪問入浴サービスを安芸高田市内で事業としてしてる場所は高美園だけですけれども、その事業がなくなる。それをどういうふうに、今のサービスを落とさずに続けていかれるのか。

それから市民総務ヘルパー、これは介護保険のほうで質問すればよかったですけれども、市民総ヘルパーで在宅介護を支援できるような体制づくりを進めていくと言われておりますけれども、やはりそのヘルパーになってくださった方々をどのように動いていただくか、そのネットワークづくりといえますか、これから先への体制づくりへのお考えがありましたらお聞かせください。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 ただいまの山根委員さんのご質問にお答えいたします。

在宅の進んだまちというのは、ことしというより、大体将来を見据えた構想だと一応思ってください。それで現在の施設サービスを落とさないようにそれを進めていきたいと。現在バリアフリーの施策の展開もあるんですけど、これらをさらに進めていきたいということです。それで今のサービスが多分これ以上にこのサービス受ける人ふえるんですけど、サービスの提供者がこれ以上ふえてこんどと思います、これ。その辺の穴埋めをしっかりしていくんだという解釈でご理解願いたいと思います。具体的にはまたこれは示していきますけど、当面はそういうような例えれば今の施設を維持しながら、それから将来の在宅を見据えて、いわゆる市民の皆さんの介護の理解とか、今の見ている人のケアとか、こういうことの方角づけでこっちへ行こうと思っております。すぐに今から360度変わっていきなりもう今の施設介護やめてということじゃございません。我々が国のほうからちょっと聞いているのは、今の国のほうが施設介護に対する支援を徐々になくしてくるということ聞いてます。だから施設つくって、高美園のようなものつくろうと思ってももうできませんよということです。市独自で補助金をようけしたら、自分で勝手につくるならいいですよ。4分の3とか高度な支援については、そういう施設は無理だということです。だったらやっぱり入れない人がおっついていく。現在の施設を大事にしながら、そういう人に対してどういうふうに対処していくかというのが私の大きな施策の目標でございます。だからその辺のことをこれからちょっと考えていきたいと思っております。今具体的にそれじゃ、この施設をやめてからサービスどういうことは考えてません。今のサービスを落とすということもまだ考えておりません。できるだけ落とさんように次の展開へつなげることを考えてるとこなんですけど、これで難しいんですけど、ご理解してください。

○赤川委員長 山根委員、いいですか。

失礼しました。沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長（地域包括支援センター長） 訪問入浴サービスの件でございますが、ご指摘をいただきますように市内唯一の事業所である高美園の訪問入浴サービス事業所が市のほうへいただいております情報では3月14日をもって休止をされるというふうに聞いております。

これについての対応、代替サービスでございますが、現に旧向原町域

では広島市内から訪問入浴の事業所に例えば1週間に2日ほどまとめて来ていただいて、広島の方から車両が来てサービスを展開しているという実態もございます。高美園によりますと、こういう手法において五日市にある事業所の方から週1回か週2回まとまったの訪問入浴をするサービスのほうへ引き継ぎを現在行っておられるというふうに聞いております。また、デイサービスにおきましてもリフト車等ございますので、入浴等の代替サービスはできるようになっております。そういう手法で現在引き継ぎのほう、高美園のほうにされておりますので、利用者のほうのサービス低下が起こるということはないものと考えております。

なお、利用者負担金につきましても現在得ておる情報では、利用者負担金は逆に下がるのではないかというふうな見込みも聞いております。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員、いいですか。

山根委員。

○山根委員 今の現在のサービスが落ちるわけではないと、何とか補完していただいてやれるということで少し安心しましたが、市長の行われようとしてる在宅介護、一般質問でも市民の協力のもとに地域で支えていきたいとおっしゃっていましたが、地域にも限界がございます。しっかりと地域でできないところは施設介護なり連携をとって、地域が疲弊しないように持って行っていただきたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 山根委員さんのおっしゃるとおりなんで、やっぱりこれからの医師不足とかこういうのに対処するためにはこういうものを複合的に考えていかんと今度我々のこの福祉が守っていけないと思います。今のサービスを、今の施設を粗末にするというんじゃなくて、これからもどうするかという過程の中にこういうことがしっかりしておかないと、少子化によって看護不足とかこういうことはなってきますので、何ぼこっちが要求してもヘルパーさん来んにやしようがない。我々もヘルパーさん来るように、さっき委員さんおっしゃったけど、報酬上げてでも来てもらうようなことも大事になってくるかもわかりません。大きな安芸高田の課題なんで、公的に皆さんを守ってあげるような方向づけして考えていきたいと思います。今時点ではこういうような在宅も考えた複合的なことで安芸高田市の老人の方々を守ってあげると思っているとござります。よろしく申し上げます。

○赤川委員長 山根委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で市民生活部の所管につきましては終了いたします。

ここで3時10分まで休憩といたします。ご苦勞でした。

~~~~~○~~~~~

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 休憩を閉じて再開いたします。

地域経済推進部の皆さん、大変ご苦勞です。

それでは、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算のうち地域経済推進部及び農業委員会事務局の所管にかかわる部分を議題といたします。

執行部より要点の説明を求めます。

清水地域経済推進部長。

○清水地域経済推進部長 それでは、よろしくお願ひいたします。平成21年度の地域経済推進部並びに農業委員会事務局の関係の所管いたします予算についての件でございます。

まず最初に、要点についてご説明を申し上げます。まず歳入でございますが、歳入の主なものについては、予算書で申し上げますと16ページ、17ページになりますが、分担金及び負担金のうち分担金につきましては、補助整備事業にかかわりますものと、それから治山事業にかかわります分担金合わせまして2,265万円を計上をいたしております。

それから22ページから25ページにかけては県支出金のうち農林水産業費県補助金5億243万4,000円を計上いたしております。この中の主なものといたしましては、中山間地域直接支払い事業補助金2億3,102万8,000円、圃場整備事業などの農山漁村活性化プロジェクト支援事業交付金8,496万円、3年目に入りますが、ひろしまの森づくり事業補助金4,556万1,000円が主なものでございます。

次に、歳出予算についてでございますが、新規事業並びに重点事業などにつきましては当初予算資料の主要事業の概要にございます9ページ、10ページ、多彩な生産と交流のまちづくりに概要が掲げてございます。予算書で申し上げますと112ページから137ページということになります。まず、農業振興につきましても、本市の基本であります担い手と集落、いわゆる担い手と小規模農家との役割分担を明確にして地域に合った営農体系の確立に向け地域での話し合い活動を促進する集落営農を北部農業協同組合と連携してさらに推し進めてまいりたいと考えております。特に地産地消の推進につきましては、この春オープンの予定をされております民活によります農産物直売所やアグリフーズへの野菜の供給量の確保から野菜の生産拡大の取り組みとしてバレイショなどの根菜類の苗代の助成事業、または条件整備として共同利用の高性能農業機械導入事業を計上いたしております。そして昨年度に引き続きブランド米戦略展開事業にも取り組んでまいりたいと考えております。年々深刻な問題となっております有害鳥獣への対策といたしましては、昨年同様防護

柵設置の支援と捕獲対策費を計上して取り組んでまいりたいと考えております。

農林業の基盤の整備につきましては、県営事業、団体営事業により早期に事業効果を上げるべく継続事業並びに計画事業につきまして計上をいたしております。とりわけ昨年に制度の創設をいたしました地域農道リフレッシュ事業を引き続き計上し、市民の要望にこたえてまいりたいと考えております。ひろしまの森づくり事業が3年目に入っておりますが、里山林等整備事業への市民の参加団体は年々増加してきており、市民の森林への関心が高まってきており、本年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地籍調査事業につきましてですが、昨年度から推進をしております山村境界保全事業について今年度から着手をしております。

商工業の振興につきましては、昨年秋からの景気低迷の対応が課題でありまして、雇用を維持することと新たに技術習得する人材育成への支援として産業人材育成促進事業を計画をいたしました。また、昨年に引き続き産業活動支援センターへの活動助成、雇用確保に向けた市内企業のPRと企業立地奨励条例の紹介により新たな企業誘致への取り組みの事業を計画をいたしております。

予算額の総額の状況でございますが、地籍調査事業費につきましては801万9,000円で、前年に比べますと37.5%の減という状況でございます。農林水産業費におきましては11億7,272万7,000円で、前年度に比べますと1.9%の増という状況でございます。商工観光費におきましては9,461万8,000円で、前年比4.5%の増という状況でございます。

以上、要点についての説明を終わります。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 ひろしま森づくり事業のことなんですが、これ今3年目に入ったと言われまして、これは一応5年ですかね。それからその後のことに関してはどういう施策があるんでしょうか。県が一応、多分あと2年だったろう思うんですが、その後のことはどうなってるのか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

箕越農林水産担当課長。

○箕越農林水産担当課長 ひろしまの森づくりの事業に関しましては、先ほど委員さんがおっしゃられたとおりあと2年ということでございますけれども、今後、先般、山口県ではこれが廃止されるというような話も聞いております。しかしながら、まだ広島県におきましてはまだその動向が見えておりません。今後どうなるかというのはまだはっきりしておりません。そういう状況でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑は。

和田委員。

○和田委員 その後のことなんですけど、これ地域の振興会とかそういった団体との、これは森づくりの森林整備の関係なんですけど、20年の契約という協定書を交わさないかんとということがあるんだろうと思うんですが、あと2年間ということと、あと20年の協定ということの結びつきとございますか、関係とかいうのはどういうふうに理解すりゃよろしいんでございますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
箕越農林水産担当課長。

○箕越農林水産担当課長 この20年というのは、皆伐をできない、皆伐が制限をされるという年数でございまして、森林の全部または大部分を一度に伐採することはだめですよということでございます。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

○和田委員 よろしいです。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 まず1点、中山間の地域等直接支払い制度なんですけど、これが現在2期の21年度で最終年次ということなんですけれども、これの現状についてはともかくも今後の動静といたしますか、そういうところについて少しわかればお願いしたいのですが。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
清水農政課長。

○清水農政課長 中山間地域の直接支払い制度につきましては、今ご指摘いただきましたように現在2期対策ということで平成17年から平成21年の5年間で2期対策で、21年度は最終年ということになっております。

3期対策の動向ということでございますが、現在国においてはその議論がされておるようですが、我々のところにはまだ方針というか、3期対策に向けての詳しい内容というのが現時点では情報として入ってございません。以上でございます。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 1期、2期通じてこの中山間には個人的にも対応してきたということもあって、非常に関係農家としては優良農地の保全であったり、あるいは汎用農地の保全であったりということで、非常に大切な制度だろうというふうに思いますし、農家の皆さん方にとっては大きなよりどころだろうというふうに考えております。また、単にこれはいわゆる農業施策という観点のみにとどまらず、これを利用した地域振興の観点からも非常に重宝されておる制度だろうというふうに思います。

したがって、国のほうの動向がまだつかめないということなんですけれども、市町村を含め今後、国のほうの各市町、県あたりに対する意向調査であったりというようなことが行われるかもしれませんが、ぜひとも3期ないしは4期と続けていただけるような気持ちで取り組んでいただ

きたいと思いますが、市長さんの所信をお伺いしたいと思います。

○赤川委員長 答弁求めます。

浜田市長。

○浜田市長 中山間直接支払いというのが非常に今、市民の方にもう根づいてしもうて、これ、ある意味当然で施策の展開がなされています。いわゆるいろんな農業の例えばイノシシのネットの問題とかいろんな地域の報酬の問題とか、この金で処理されるところも聞いております。これ今さらなくなったらどうかというのは、委員さん、私らも同じように思っております。特に私が市長会あたりで今問題にしてるのは、中山間地域のこの直接支払いというのが最初の国の方向は、今の組織化したところについてはこういうものが残ってくるんだけど、せんかったところについてはこういう制度が非常に厳しいということも聞きましたんで、我々もこの制度については継続するよという要望はしてるんですけど、非常に厳しい状況です。とはいっても我が安芸高田市は、こういう中山間地を抱えたまちなんで、国がそれじゃあほうり投げたらどうなるんかと、財政的にも課題ありますけど、市としてどういうことを考えるべきかということもしっかりまた考えとかないけんと思っております。先ほど部長申しましたように、今のところ国の動向がしっかりしないんで、動向を踏まえてうちの対策もしっかり考えていきたいと。そうかといって国のようにお金がたくさんあるわけじゃないし、どんどんどん同じ計上するということもなかなか難しいこともあるんで、市としてできることをまた対処していきたいと、かように思っております。まだ少しちょっと時間をいただきたいと思います。まだ国のほうもはっきりこうなるんだということしっかり我々にも言ってきてないし、国の施策が次の対策にのってくれば我々もしやすいんですけど、なかなか厳しい状況も聞こえてきます。その辺を踏まえて安芸高田市の方向づけをしていきたいと、かように思います。

○赤川委員長 水戸委員、いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 予算資料の中の10ページの新規の地産地消推進事業と、それから共同利用機械整備事業ありますが、これら定性的というよりも定量的な目標設定ができるんじゃないかと思うんですが、計画を策定する上でどういう目標を設定されとるか、あればお聞かせ願えんかなと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

清水農政課長。

○清水農政課長 まず、地産地消の関係でございます。ここの地産地消推進事業960万7,000円計上いたしておりますが、ブランド米の戦略の展開であったり野菜の生産拡大等の行動計画を策定をするということにしております。21年度におきましては、地産地消の推進プロジェクト委員会というのを立ち上げて、まずは庁内の行政職員による基本的なそういった地産地消

についての計画というものを立ち上げたいというふうに思っております。その上で協議会を立ち上げて、具体的な先ほど提案がありました1年間かけてそういった数値的な目標数値等も含めて計画してまいりたいというふうに考えております。現在このブランド米については、JA広島北部管内では千代田、大朝の行政区においてはコシヒカリのブランド米化が吟の米ということで進んでおります。安芸高田市とすればあきろまんについてそういった形のブランド米を展開して生産、売り上げ、販売を増大してまいりたいということを考えております。

それから次に、共同利用機械の整備事業1,270万円ですが、これはソバ用の汎用コンバインと黒米用の自脱型コンバインの整備を計画をいたしております。

現在汎用コンバインは、市内に4台ございますが、いずれも老朽化しております、それに対応するというごさいます。汎用コンバインの関係ですが、ソバ、麦、大豆に対応したいということを考えております。現在ソバについては23.1ヘクタール、麦については12.3ヘクタール、大豆については54.6ヘクタールの販売面積がございます。これをそれぞれコンバインを装備することによって、ソバについては25ヘクタール、麦については12ヘクタール、大豆についても55ヘクタールということで考えております。

黒米については、現在栽培はございませんが、5年後には20ヘクタールぐらいの目標面積を想定してコンバインを整備して、これはJAさんのほうにお任せをして管理をいただくと。個人的な使用というのは機械の損傷が激しいために難しいと思いますが、JAを通じてそれぞれ地域の担い手さんであったりそういったきちとした団体を通じてそれぞれの栽培農家の利用に供したいというふうに考えております。以上でございます。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
山根委員。

○山根委員 先ほど地産地消の件に関してプロジェクトを立ち上げると言われました。それも行政職員によるというふうなプロジェクトを立ち上げると言われましたけれども、これからファームが行う産直と、それから市が計画しておられます給食センター化の中で地産地消をやっていくと考えればもっともっとJAと連携をとったり、いろんな面で生産者との連携も必要になるかと思っておりますけれども、このプロジェクトの中で行政職員によるというのは本当行政職員だけで立ち上げられるようなことを考えてらっしゃるのでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
清水農政課長。

○清水農政課長 プロジェクトにつきましては、行政内部の関係部課で立ち上げたいというふうに思っております。そこで基本的な地産地消についての考え方、



方向性を検討して、並行しながら協議会ということで、当然学校給食の栄養士さんであったりJAであったり商工会であったり、あるいは専門的な知識を持った専門員さんを加えた推進協議会ということで1年間をかけてそういったさまざまな生産から流通、販売に至るまでの総合的な地産地消の推進計画を立ち上げたいというふうに考えております。当然その中には学校給食の関係もありますし、アグリフーズへの農産物の供給の計画も当然入ってくるというふうに考えております。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員、いいですか。

山根委員。

○山根委員 地産地消を進めていく上で、やはり具体的な計画というのがかなり細かいところまで必要になると思います。ただ連携、たくさん集めればいいというのではなくって、しっかりとポイントを押さえて、野菜なり生産物も時間がかかるものですから、すぐ恒常的につくればできるというものではありませんので、しっかりと押さえて、23年度供用開始がちゃんとできるように、困ることのないようにやっていただきたいと思います。以上です。

○赤川委員長 答弁はいいですか。答弁よろしいそうです。

水戸委員。

○水戸委員 先ほどの中山間の観点につきましては、市長さんそのようにおっしゃっていただくので、ぜひとも前向きな方向で頑張っていただきたいということを申し添えた上で1点ほど伺います。実は先ほども部長さんのほうからお話がありましたように、農業振興費と林業費合わせてこの中で有害鳥獣関連で2,874万7,000円という額が上がってるんですね。もちろんこれは猟友会あたりへの補助金も含まれていると思いますけれども、昨年並みというお話があった中で1点、また多分捕獲頭数によっては幾らかの補正予算を組まないけんようになるんじゃないかということを感じるわけですね。そうすると3,000万余りに上がってくるということで、いわゆるそれだけの効果が上がってるんですから金額も上がってくるということはやむないと思いますし、まずその観点から今後一体この有害鳥獣対策についてはどういう考え方でいけばいいのかという、つまりもういわば駆除するというか、捕獲するというか、その頭数がふえればふえるほどももちろんそれだけ減っていくわけですが、それをずっともう続けていくのかどうか。もっと抜本的な対策方法はないのかといった観点からひとつ伺いたいのと、もう一つ、関連してるんですが、安芸高田市あるいはこの白木山山系については、県の自然保護の観点からですが、猟期期間中におけるくくりわなが禁止区域になってるんですね。縦貫道以南が。それが一つと、芸北地域においてはこれはツキノワグマの保護の観点からやっぱりくくりわなが禁止になってるんですね。これ猟期期間中なんですが、これを解除するとかせんとかいう議論よりも一体その辺は今後どういうふうに考えていった方がいいのか。生態系の保

護の観点もあるし、かというてそれなら駆除すりゃいいよと、被害がある分だけ駆除すりゃいいじゃないかという、捕獲すればいいじゃないかという観点と、その辺かみ合わせて、一つには今後対策費がどんどんかさんでくるという点をどうとらまえるかということ。それから保護の観点から今のくくりわな禁止の部分をもどのようにお考えになっているかということについて2点ほどお伺いしたいのですが。

○赤川委員長 ただいまの2点についての質疑に対し答弁を求めます。

清水地域経済推進部長。

○清水地域経済推進部長 まず予算の関係でございますが、確かに昨年の当初と比べますとかなり増額ということにもなっております。今年度の予算につきましては、担当部署のほうで要求をした額を一応当初予算のほうに計上をさせていただいておるということで、昨年と比べますと当初予算の比較で申し上げますと増額になっておるということで、現在の状況でいいますと一応年間の捕獲頭数を推計した中で予算措置をさせていただいておるということで担当部署のほうでは受けとめさせていただいております。

決算のほうの見込みにつきましても、おおむね現在の枠の中でおさまるのではなかろうかというふうに考えております。ただ、おっしゃったように、かなりイノシシ、シカの頭数が増加をしておるという状況がございますので、その状況によりましては追加の補正予算というような状況にも行くのではないかというふうな気持ちは持っております。

それからこれからの抜本的な対策なり保護の視点からのくくりわなの関係でございますが、ご承知いただきますように現在集落を単位として農家の皆さんに防護柵を設置をさせていただいて、ほとんど地域の中での取り組みということで地域ぐるみで防護柵の設置が進んでおります。ただ、これも新市になりましてまだ3割弱というような設置済みの状況でございますので、合併前にどれだけの整備ができておるかというのが把握できておりませんが、いずれにいたしましてもまだ半分弱というような状況であろうというふうに思います。残りの半分がまだ防護柵の設置が未整備であるという状況でございます。

それとあわせまして捕獲班によります捕獲ということで、この二本立てで対策をしてきておるわけでございますが、ご承知いただいておりますように捕獲員の皆さんもこれも高齢化が進んでおるとような状況で、合併来後継者についての対策をどうするかというようなことについてもかなり議論をしてきていただいておりますが、なかなか後継者の育成というような状況にないのが実態でございます。

こういったところを全体的な状況見ますとおっしゃるような抜本的な有害鳥獣の対策というものが一番今大きな課題になっておるのが事実でございます。これに対応できる抜本的な方策というのが県のほうの上部機関もいろいろとご相談もさせていただいておりますが、なかなかこれというような手法がないというのが現状でございます。いずれにしてもとにかく農家の皆さんの自衛の方法と、それから捕獲という方法で当

面は対応していきたいというふうに考えておりました、市の防護柵の設置の補助も今年度は要望をしております予算を一応計上させていただいておるといような状況で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それからくりわなの件でございますが、これも確かにいろいろな有害鳥獣の捕獲の方法の一つとして上げられておりました、いずれも効率的な方法で対応をしていただいておりますが、以前から中国道以南については禁止ということになっております。これもたしか隔年か3年置きに1回区域の中の保護員さんを含めた構成員で協議会が持たれる。これは県の主催の会議でございますが、その中でいろいろ議論をされておるとい状況でございます。そういったところでの協議を今後積み重ねていくということも現制度を変えていく一つの手段ではないかというふうにも思っております。当面は現在の段階では、今の定められております中国道を境とした一つの区域の中での取り組みということになりますので、ご意見をいただいたことにつきましては今後の課題として関係の部署と協議をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 今のご説明いただきましたように、これは非常に苦慮される問題だと思うんです。あちらを立てればこちらが立たずみたいなところも随分とあるはずなんですね。抜本的に県あたりの見直しあるいは国の法的な関係も関係してくると思っておりますが、いわば中山間地域でいえば農地と林地の境50メートルをきれいにしていく事業とか、そういうふうにするといノシシ、シカがいわゆる田んぼに入らんのではないかいといったような議論もあります。また、昨今の暖冬異変とかによってイノシシないしはシカの年二産の話も出てるんですよ。生態系が狂うてきとるいったようなことで確かにイノシシ、シカというのはどんどんどんどんふえてくるし、今までおらんかったヌートリアも随分ふえるという状況で、例えば最初はトタンでよかったものが飛び越え出したからその上へまた電気張って、いや、それじゃあまだ足らぬのでということでもっと高い網にしてというふうなことになるんですね。これも早くやられたところはそれがさびたり朽ちたりして、そこがもういわゆるけもの道になって飛び越えてどんどん出入りするといったような状況もあるんです。ですから非常に苦慮されとると思っておりますが、私が思うにこの見ていただいた皆さんもそれが日常の光景なんで、余りびっくりされんかもわかりませんが、これは中山間の異常な光景ですよ。景観的に見ても、全く。半分が全部2メートルの網で囲うてあって、集落そのものが囲うてあるような状態ですから、これは本来の農山村の自然な姿じゃないですよ。そういった景観整備の観点も兼ねて非常に難しい問題だろうというふうには今答弁を聞いてお伺いしておりますので、答弁は要りませんが、私の平素の思いの一端をおつなぎして終わりたいと思います。

- 赤川委員長　ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員　1点ほどお聞きします。地籍調査についてですが、これ見ると去年の時点で68%ぐらい地籍調査が済んでおりますけども、八千代はほとんど済んでおります。これで800万幾らの予算がとってありますけども、これは地籍調査いつごろまでに完了するというような計画があるかということをごちゃと教えていただければと思います。  
それとどのぐらいまで、まだいつまで、あと10年かかるか10年の費用がどのぐらいかかるかというところまでお願いします。
- 赤川委員長　答弁を求めます。  
箕越農林水産担当課長。
- 箕越農林水産担当課長　先ほどの地籍調査の件でございますけども、過去において地籍調査という事業を実施してきたわけでございますけれども、いろいろな諸事業がございまして、山の境界のわからないという状況がございまして、土地所有者の高齢化、また土地離れによる境界がわからなくなったということもありまして、地籍調査が進まない、事業として成り立たないというのが現状でございます。幾ら市が調査に入っても境がわからないという状況でございまして、わからないということになれば筆界未定としてそれをそのまま残すしかないんでございます。そういったことがありまして、今回今年度から山村境界保全業務事業ということで新しく事業をやると。この事業につきましては、理想的にはやはり境界が入らないということが主な原因でございますけども、地籍調査とはならないんですけど、地籍調査の予備事業としてこの山村境界保全事業、簡易な測量方法によって地元の方が一堂に集まっていたいただいて、それぞれがこの林地の方が協議をされて、ここが境界だよというような方向で示されていたいただければ、それをもとに一応はデータとして保存させていただいて、それが地理的にいえば約80%あたりの境界が入れば、今度いよいよ地籍調査事業として取り入れたいという今段階でございます。ですから今年度、21年度からそういう事業をやっていくということで、各町今13カ所説明会をさせていただいて、170人程度の皆さんお集まりいただいております。これを順次希望のまとまった地区を優先的に今後やっていきたいというふうに思っております。以上です。
- 赤川委員長　山本委員、いいですか。  
その他質疑はありませんか。  
石飛委員。
- 石飛委員　2点ほどお尋ねしたいと思います。  
まず第1に、当初予算資料の10ページの151番の観光振興総務管理事業についてお尋ねしたいと思います。安芸高田市も6町が合併して、いろんな各町村の自慢できる観光スポットがたくさんあると思いますが、この事業費が1,011万5,000円という総計なんですけど、実際にこれをちょっとひもといってみますとPRにする事業費がパンフレットの印刷費と観光

PRの業務委託料という合わせて約410万円ぐらいしか実際には宣伝効果になっていないんじゃないのか。半分以上がそこそこのイベント等の経費に使われてるような状況で、もう少し本気で安芸高田市を観光のまちに変えていこうとするならば、もうちょっと予算づけのほうもたくさん要るんじゃないだろうかと。ましてや他の第三セクターの経営改革プランとか外郭団体の支援団体とか、そういった経費を見たり、またこのたび県立広島大学連携地域戦略プロジェクト事業などテーマをちょっと絞り過ぎて、ちょっとテーマを絞らずにもうちょっと安芸高田市全体のPRの方法も踏まえてやっていただきたいと思います。その辺もまた答弁のほうお願いしたいと思います。

もう一つ、同じく10ページの商工業の振興事業の部門ですが、資料の133ページですが、全体的に先ほど説明ありましたように4.5%アップということで、商工業者大変不景気ですので、大変うれしいことではあるんですが、まず新規事業ということで、昨年度が載ってなかった商業者の共同交流施設補助金、この300万というものが計上されております。これはどういった経緯で計上されて、継続されていく単独補助金であるかどうか、ちょっと説明のほうお願いしたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

○赤川委員長 ただいまの2点について答弁を求めます。

佐々木商工観光課長。

○佐々木商工観光課長(佐々木) まず、1点目のPRの方法について今年度の中でPR事業の委託等しかないじゃないか、もう少しPRのほうしたらどうかというのがございました。この点につきましては、今、本年度中に観光振興計画の策定委員会をお願いいたしまして、今現在安芸高田市の6年間を思っている観光振興計画というものに策定をしようとどこでございます。

その概略を言いますと、まず1点目は、現在安芸高田市の全域の地域資源を歴史、文化、スポーツ、それからイベントとか、そういうものに関してのまずもう一度の見直しをしようというのが、まず第1点でございまして、そしてそれプラス2点目としまして、来られる方に対してのおもてなしの向上、これは事業者を含めてでございますが、それとか観光ボランティアをやはりする必要があるんじゃないかというような考え方もしております。その次に、今の2点を踏まえた上での第3点で、そういう安芸高田市の観光情報をどういうふうに発信したほうがいいんじゃないんだろうかというような考え方を今検討していただいて、またそれによって来られる方に対しての交通軸をどういうふうにしていったら外側からの観光、それから内からの観光どういうふうにもっとできるんじゃないか。そして以上の4点を踏まえたものの中でその4点をいかに、言葉でいいますとプロデュースして、それで地域的なネットワークを広げていったらどうかというような考え方のもを今ご審議をいただいているところでございます。

今年度のPRにおきましては、今は今の観光PR業務委託料というも

のに1点はあるわけなんです、それプラスその他いろいろな負担金、それとか補助金等によりましてそれ現在の安芸高田市のPRというものを今までやってきたプラスアルファというような形でしておるものでございます。決して今のこの半分だけというもんじゃなしに、あくまで安芸高田市を観光するPRする、そういう中にある特性というものをいかに輝かせていくかというものが今回進めていきたいと思っておりますので、言っでは過言かもわかりませんが、すべてにわたるものにつきましては安芸高田市、それからその中の光るものを育てていこうという考え方をしているものでございます。

2点目の補助金の中で300万円ですね、商業者共同小売施設補助金300万円いうものでございますが、これは先般ご説明申し上げましたように、甲田町にある通称パルパという商業施設でございます。そのパルパから安芸高田市のほうに自分たちの経営計画の中でちょっと3年ほど今借りているお金の払うものについて厳しいということがございまして、その考え方にどうしていくかというものがございました。中で協議をいたしまして、このパルパというものはできたときは旧甲田町の長期総合計画のコアゾラ構想というものの中で甲田町の地域の核としての一つとしてやっていこうというものでございました。そういうことでございまして、現在におきましても甲田町のおきましては毎年商業者が平成15年では59店ございますが、平成19年度におきましては46店と減少しております。その中で今の甲田町のパルパというものが商業の中心施設として市民の利用が続いております。また、地域での快適で触れ合いのあるまちづくりのためにはパルパは欠かせないものと判断いたしまして、パルパからの申し込みにより3年間の期間ということで当初の300万という形で補助のほうを計上させていただくものでございます。以上です。

○赤川委員長 石飛委員、いいですか。ありますか。

石飛委員。

○石飛委員 じゃあ、済みません。昨年度観光振興ビジョンという作成ということで、その中で随分と安芸高田市のことをご検討いただいたと思います。ぜひ新しい観光という産業が構築できるよう、またご検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○赤川委員長 答弁は要りませんか。もらいますか。

○石飛委員 よろしいです。

○赤川委員長 いいですか。

○石飛委員 お願いということで。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで16時10分まで休憩といたします。執行部のほうは産建と交代ですね。ご苦労でした。

午後3時56分 休憩

午後4時10分 再開

○赤川委員長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算のうち産業建設部建設管理課及び上下水道課にかかわる部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長

それでは、産業建設部のうち私どもが担当しております建設管理課、住宅担当課、地域高規格対策課、上下水道課、水道担当課、安芸高田清流園のほか併任となっております水道事業に係る公営企業部の関係についてご説明をさせていただきます。

一般会計の関係予算としましては、予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。この中で主に関係がございますのが、4款衛生費28億500万5,000円のうち私どもに関係がございますのが20億200万余りでございます。また、6款の農林水産業費では、14億4,430万2,000円のうち2億7,100万円余りが所管の関係でございます。それから8款土木費では、全額の15億3,791万3,000円で、一般会計に係る私のほうの部の総予算額としましては38億3,000万余りとなっております。特に衛生費では、清流園の建設ということもありまして前年比より76%増加をしております。

それでは最初に、歳入につきまして主なものについてご説明をさせていただきますので、16、17ページをお願いいたします。13款の使用料及び手数料でございますが、3款衛生使用料で保健衛生使用料の中のし尿施設使用料656万5,000円、また土木使用料では道路使用料として960万、それから住宅使用料では5,878万2,000円を計上させていただいております。

次のページで2の衛生手数料でございますが、そのうち清掃手数料としましてし尿処理の手数料で9,167万3,000円、また土木手数料では52万1,000円等を計上させていただいております。

それから20、21ページでは、14款の国庫補助金関係でございます。衛生費国庫補助金で保健衛生費補助金としまして浄化槽あるいはし尿処理施設合わせまして2億9,619万円。また、4目の土木費国庫補助金では、2節の道路橋梁費補助金8,400万、また住宅費補助金で2,210万5,000円でございます。それから一番下の3項委託金の土木費委託金でございますが、2万円を計上させていただいております。

それから22、23ページの下のほうの3目の衛生費県補助金でございますが、そのうち環境衛生費補助金で浄化槽設置整備補助金として701万6,000円、一番下の浄化槽整備事業過疎償還費補助金として152万6,000円を計上しております。

それから次の24、25ページでは、3項の委託金の土木費委託金でござ

いますが、道路橋梁費委託金1億5,112万円、これは道路橋梁費の委託金として県のほうから委託を受けた維持改良に伴うものでございます。河川費委託金としましては76万5,000円、それから砂防費の委託金では砂防費の急傾斜等の対応ということで100万円計上させていただいております。

それから28、29ページで主なもの申し上げますと、3項基金繰入金で清流園の基金繰入金としまして4,800万を計上させていただいております。

それから32、33ページで建設課に係ります雑入としまして樋門管理等、そこへ計上をさせていただいております。

それから36、37ページでは、市債ということで、いわゆる衛生債、土木債、特別会計繰出金、上水道債、それぞれ市債として計上をさせていただいております。歳入につきましては、主なもの以上でございます。

それから歳出でございますが、歳入につきましては、こちらの当初予算資料に基づいて主なところのご説明をさせていただきます。2ページ、3ページをお願いいたします。快適で賑わいのあるまちづくりの定住と交流ネットワークづくりということで、新規といたしまして、13番でございますが、三次河川国道事務所との連携のもと国道54号線沿線活性化に向けた調査業務として200万円を、また県の事業でございますが、地域高規格道路対策事業ということで重点事業として位置づけ、県と連携のもとに事業推進するというので77万6,000円を計上させていただいております。

また、市道及び県道の整備によるネットワークづくり目指し、市道につきましては継続中の市道5路線の事業2億2,450万円及び維持管理事業費1億3,930万2,000円を計上しておりますが、この中にはすぐやる課分も合わせて計上をさせていただいております。

県道につきましては、移譲路線5路線の改良及び20路線の維持管理委託費として合計で1億5,209万8,000円を計上をさせていただいております。

それから次の③の安全で快適な生活環境の創造ということでは、新規事業といたしまして民間住宅の耐震診断や耐震改修に対する……。済みません、4ページでございます、4ページ35番でございます。民間住宅の耐震診断や耐震改修に対する助成制度を創設し、100万円を計上しております。これにより民間住宅の耐震向上等に向けて努めたいと考えております。

それから市営住宅では、新規事業といたしまして市内4団地の雇用促進住宅について管理しております雇用・能力開発機構から廃止に伴い市への譲渡申し出がございまして、既存の入居状態や譲渡条件等を検討の上、平成21年度では吉田郡山団地について譲渡を受けることとして7,585万6,000円を計上させていただいております。

また、38になりますが、向原町の向ヶ丘住宅につきましては、20年度



に引き続き空き室となった棟の解体を行うとともに、跡地の利用等について整備計画を立てていくとしており、731万9,000円を計上させていただいております。

次に、39番でございますが、環境衛生に係る重点事業としてし尿処理施設整備事業、安芸高田市汚泥再生処理センター施設建設事業費12億4,761万5,000円を計上しております。この施設は、平成21年度と22年度の2カ年で完成の目標としており、来年度、21年度から本格的な施設建設に取りかかることとしておりますことから、冒頭申し上げましたが、予算も大きく伸びております。

また、40番以降につきましては、特別会計でございますので、そちらでご説明をさせていただきます。

また、最後のページになりますが、11ページの166番でございます。その他の事業としまして既存の公用車の廃止等に伴い地域活性化等の臨時交付金対応で道路の巡回等による状況把握のため道路パトロール車の購入費として357万7,000円を計上させていただいております。

以上で要点の説明とさせていただきます。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 道路の移譲路線5路線言われましたよね。

○赤川委員長 改良系と。

○和田委員 改良系、その路線名はわかるんですか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 先ほどご質問でございますが、市道の改良路線としましては、これは移譲路線5路線は、主要地方道でございます……。

〔主要地方じゃないでしようがの声あり〕

失礼しました。

○赤川委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後4時23分 休憩

午後4時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

河野建設管理課長。

○河野建設管理課長 県道の改良路線でございますが、三次江津線、それから千代田八千代線、中北川根線、船木上福田線、それから交通安全対応でございます邑南高宮線、以上の5路線でございます。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

○和田委員 よろしゅうございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時24分 休憩

午後4時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。  
続いて、議案第10号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計  
予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第10号に入ります前に、下水道関係の特別会計全体に  
ついて少しご報告をさせていただきたいと思います。

下水道関係特別会計につきましては、公共下水道ほか4つの特別会計  
ございますが、全般的な課題を申し上げますと、市長の施政方針にもあ  
りますように、早期に市内全体の水洗化を図るため平成21年度で整備区  
域の見直しや浄化槽整備区域の拡大を含めた下水道の全体計画の変更作  
業に取りかかりたいと思っております。現在公共下水道から合併浄化槽  
を含みます市全体の整備率としては、おおむね60%程度となっております。  
ただ、これは普及率とは違いまして、整備の率ということでご理解  
を賜りたいと思います。

それでは、議案第10号、公共下水道事業特別会計予算についてご説明  
をさせていただきます。

317ページでございます。歳入歳出予算総額は5億5,350万円で、前年  
に比べまして48%の増となっております。

歳入といたしましては、施設管理に対する下水道使用料のほか国庫補  
助金及び一般会計からの繰入金や起債を計上させていただいております。

歳出につきましては、公共下水道管理費としまして6,189万3,000円を  
計上しております。また、施設建設費では3億円を計上しており、対前  
年より1億7,380万円の増額となっておりますが、先ほど申し上げました  
ように現在吉田の都市計画区域内の用途区域を中心に整備を行っており、  
この区域の整備を平成26年度を完了年度として重点的に整備することと  
させていただいているのが主な要因でございます。以上でございます。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
山本委員。

○山本委員 公共下水道の整備区域の見直しとあるんですが、八千代の場合は旧

役場の跡地ぐらいまでは全部整備されております。昔、計画段階では上根まで公共下水道でやろうという計画になっておりましたけども、54号線が開通して上根のほうはこれから住宅がふえるんじゃないかと思うんで、公共下水道のほうがいいのか合併槽がいいのかという問題がこれから出てくると思いますが、公共下水道であるまで持っていけば費用が相当かかるし、今の財政状況からいっただらない方がいいのかなと思います。その辺の網かけは今後どういうふうにするのか、今から見直しとあるんですが、大体のことがわかりましたら教えてください。

○赤川委員長

ただいまの答弁について。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長

今公共下水ですから、吉田のところ。次の分で。

○山本委員

わかりました。失礼しました。それじゃ、いいです。

○赤川委員長

委員長もうちょっとよく把握できなかつたんで、失礼しました。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第11号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長

それでは、議案第11号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について概要をご説明させていただきます。

歳入歳出につきましては、総額が7億896万7,000円で、対前年比としまして14.3%の減となっております。

歳入としましては、3つの処理区、八千代、甲田、向原でございますが、の施設に対する下水道使用料のほか国庫補助金並びに一般会計からの繰入金や起債を計上させていただいております。

歳出としまして主なものは、先ほど申し上げました3処理区の施設管理費で1億1,994万9,000円を計上しております。施設建設費としましては3億1,248万4,000円で、対前年より1億2,796万6,000円減額となっておりますが、これは主には甲田処理区におきまして浄化センターの整備や管路整備がおおむね20年度で完了することが主な理由でございます。一部が繰り越しということもお願いしておりますが、基本的には20年度で甲田も終了ということでございます。

なお、八千代処理区につきましては、処理区域の見直しなどにより現在認可を受けております整備区域を吉田と同様に平成26年度までに完了したいということで、予算としまして2億円を計上させていただいております。

以上で概要説明終わります。

○赤川委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 失礼しました。今度は特定環境保全公共下水道のことで質問させていただきます。

先ほども言いましたけども、八千代の場合は認可区域が上根までなっていたと思うんですけども、これからの財政状況考えると公共特環でやるよりは合併槽のほうがいいたろうという考え方がありますが、54号線が開通してあの辺が住宅地になればというのがありますけれども、特環のほうがいいのではないかという考え方の人も、地域の人はそういう考え方を持たれてるところもあるわけですが、これについてどのように考えられておられますかという点よろしくお願ひいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、いわゆる公共下水道でやる大きなメリットは面的整備で、そこらが市街化してくるところに対応というのが大きな目的で計画されました。ただ、非常に厳しい財政状況の中で、国としてもこの公共下水道での面整備は非常に難しいのではないかとこの考えも変わってきており、ある程度浄化槽での対応も全国的に取り入れられてきているような状況です。

一つは、市長のほうの施政方針にもありますが、早く全市的な汚水処理、環境の改善を図りたいということになりますとどうしても今浄化槽での補助もだんだん充実しておりますので、それによって対応をしていくのがやはり住民の負託にこたえる近道ではないかというふうに考えております。

ただ、今申し上げましたように、区域としましては一応現在全体計画の中で認可を受けているのが支所付近でございます。その辺のどこらに線を引くかというのは、もう少し21年度で線引きに検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 認可区域の話が出ましたけど、一応佐々井地区までというか、上のほうへ川が、本源寺川というのがありますが、あの辺までは大体できるんだと思うんですが、いつごろまでになりますか、その点お答え願えますでしょうか。

○赤川委員長 答弁求めます。

新川下水道担当課長。

○新川下水道担当課長 部長が申しました下水道の見直しという中で、八千代処理区におきましては現在支所の付近まで認可を受けておるという中で、これまでの認可の受け方で処理場まで既につくっております。そういう中で処理場用地は全体、上根、下根を含めた処理場を予定した形で購入いたしておりますので、それらの整理も出てまいります。

それからどこで区切るかという形の中でも、やはり国、県に対しまし

ては費用対効果を十分説明をする必要がございます。また、地元の市民の皆さんにも説明をする必要がございます。我々行政のほうとしましたら行政区で分かれております上根、下根地区という中で、本源寺川がございますね、そこらが行政区境ということで、それが理想だと思っておりますが、国につきましてはそういう行政区で区切るのではなしに、費用対効果の中でしっかり区域割りをしなさいよということがございます。そこらもあわせて両方検討しながらはっきりした区域を21年度で評価をしながら決めたいと思っております。以上でございます。

- 赤川委員長 山本委員、いいですか。  
○山本委員 はい。  
○赤川委員長 その他質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

- 金岡産業建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第12号、農業集落排水事業特別会計について概要をご説明させていただきます。

歳入歳出総額は4億1,275万1,000円で、対前年比としまして2.3%の減となっております。農業集落排水施設につきましては、既に施設建設は終了し、市内12カ所の施設の維持管理が主なものでございます。

歳入につきましては、施設の使用料のほか一般会計からの繰入金が主なものとなっております。以上でございます。

- 赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第13号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

- 金岡産業建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第13号、浄化槽整備事業特別会計について概要をご説明させていただきます。

395ページでございます。歳入歳出総額は2億5,701万8,000円で、対前年比としまして3.1%の増となっております。

歳入につきましては、施設の使用料のほか国、県補助金及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、6町の合併浄化槽の施設管理費として1億3,019万円を計上しております。施設建設では、市の設置型浄化槽として吉田、八千代、美土里、高宮、向原、甲田合わせまして合計90基分の予算計上をさせていただいております。これも冒頭申し上げましたように、下水道計画の見直しにより区域の拡大を図っていくということとしており、21年度にあわせて検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○赤川委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 1件お聞きしますが、予算資料の4ページの中で45番の特環の整備事業ということで、これからの下水道区域の見直しと今の浄化槽整備の関係でございます。これはこの事業は全般的なという意味でございますか、どっか地域指定があるんですか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 浄化槽の整備につきましては、いわゆる公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティ・プラントの面整備で整備したとこ以外は市の設置型ということで、いわゆる補助金型で一般会計に出すとは別枠に市の設置型ということで浄化槽の設置をさせていただいて、これは市が管理をするという形になっております。以上でございます。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 わかりました。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第14号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第14号、コミュニティ・プラント整備事業特別会計について概要を説明させていただきます。

このコミュニティ・プラントは、ご承知のように甲田町吉田口のところで、歳入歳出総額は1,052万1,000円で、対前年比としまして21.3%の増となっております。

主な要因は、公債費の償還増額となったことによります。コミュニティ・プラント整備事業につきましては、既に施設建設は終了し、維持管理が主なものでございます。

歳出につきましては、既設の使用料ほか一般会計からの繰入金などを充当させていただいております。以上でございます。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 21年度で分担金が計上されておりますが、今年度加入率がどのぐらいになる見込みでございますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

○新川下水道担当課長 コミュニティ・プラントにつきましては、昨年の12月末の状況で約6割の加入率となっております。あとの方につきましては甲田支所とそれぞれ個別に電話等の加入促進もしたわけでございますが、中には連絡がとれない方もおられますが、現在予算書では1人分という形の中で予定をしております。それぞれの事情を見えますとなかなか加入が見込めないというのが若干見えておりますので、そういう予算的にはしておりますが、まだ引き続き加入促進は図ってまいりたいと考えております。大体今6割程度でございます。

○赤川委員長 今村委員、いいでしょうか。

○今村委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 それでは、水道関係でございますが、いわゆる公営企業による水道企業会計と簡易水道のほかに飲料水供給施設ということで市内全体の水道整備を進めさせていただいております。それからこれらの給水区域等に入っていないもの、また給水予定区域でもまだ管路が整備されてないところを対象にいわゆる飲用水の補助事業、ボーリング補助事業ということで全市の水道事業のカバーということで現在対応させていただいております。

整備率といたしましては、今のボーリングのところを合わせますと約89%程度になっております。

それから普及率でございますが、全体で今使われとる方、これはボーリングは入っておりませんが、大体73%ということで、今後、普及促進を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、議案第15号、簡易水道事業特別会計予算について概要をご

説明させていただきます。

ページといたしましては437ページでございます。歳入としましては、加入者分担金、工事負担金や水道使用料を主に見ております。そのほか事業に際しまして国庫補助金あるいは一般会計からの繰入金を計上させていただいております。

歳出の主なものといたしましては、各給水区の施設の維持管理費1億3,443万4,000円、また施設建設費では1億4,734万円を計上しておりますが、主に八千代給水区において老朽管等の敷設がえなどの工事を継続事業と行って行っております。

また、美土里の横田地区におきましては、地元関係者の合意形成を図りながら長年の懸案事項でございます簡易水道の水道事業の創設のための基本計画を策定するというところで予算を計上させていただいております。

また、向原給水区では、県道吉田豊栄線の改良工事に伴う水道管敷設がえ工事ということでそれぞれ予算を計上させていただいております。以上でございます。

○赤川委員長 以上で要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 恐れ入ります。美土里給水区の建設改良費というところで1,000万計上されとるのが横田だというふうに認識はいたしておりますが、ただいま長年の懸案なので、関係者の合意形成を図りながら今後進めてまいりたいという説明でしたので、それについては鋭意お願いしたいと思っておりますが、現状のところ我々が認識しておりますのはボーリングした地域と、それから給水、つまり受益する地域との温度差もあるやに伺っておりますが、その辺わかる範囲内で教えていただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 ただいまのご質問でございますが、この美土里横田地区につきましては、旧美土里町から水源を求められて、なかなか適当な水源がないと。その後、矢賀地区に500人規模の水源が見つかったというか、これまで調査されたのを再度調査して、それは確保できるだろうということで、実は横田地区よりここは地区としては離れてるということで、矢賀地区の方へ支所と一緒に地帯の方へ昨年ご説明等をさせていただいて、一応前向きな回答ということで矢賀地区の方も一定のご理解をいただけるものと我々は思っております。水源の確保ができましたら、実は大きな課題としまして、横田地区が約1,000人ぐらいおられます。ただ、認可を受けるのは、どうしても認可の中での対応ということになりますと500人規模の施設をいうか、給水区域にくくっていく必要があります。これにつきましては今後、地元の振興会、そういう方々とどういふとこ



ろが一番中心になって区域を整備をしていくかということは今後十分協議をさせていただきたいと思います。

ただ、そうはいいましてかなり整備に時間がかかりますので、これらにつきましては今周辺のほうにつきましてはボーリング等の助成もある程度一定させていただいたりしておるんですが、給水の区域に入りましたら我々としましては100%給水をしていただくということを条件に整備を進めていきたいというふうに考えております。

○赤川委員長 水戸委員。

○水戸委員 状況わかりましたんですが、ですから横田のほうに1,000人規模については、まだまだこれからその受益者の調査であったり加入希望であったりというようなことないしは500人規模でくくっていくというような説明についてはこれからということですね。

○赤川委員長 答弁求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 一応概要については、これまでいろいろお世話していただいた方にご説明をさせていただいてるんですが、正式なものにつきましてはある程度水源のほうがちっと確保できるとなりましたら、そこらについてまた詳細について支所と一緒に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○赤川委員長 いいですか。

その他質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第16号、飲料水供給事業特別会計予算について概要ご説明させていただきます。

予算総額は、歳入歳出1,212万2,000円で、対前年比と14.3%の増となっております。

主なものといたしましては、2給水区の2施設の保守点検等維持管理業務が主なものでございます。

これらに対しまして歳入としまして、使用料及び一般会計からの繰入金を充当させていただいております。以上でございます。

○赤川委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第17号、平成21年度安芸高田市水道事業会計予算の件を議題といたします。

執行部より要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡公営企業部長 それでは、こちらの事業会計の予算書、別冊のほうをお願いいたします。

それでは、議案第17号、水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

水道施設の維持管理等営業に係ります収益的収支の3条予算が……。済みません。1ページのほうでございます。3条予算が2億8,376万6,000円で、対前年比0.2%減、施設の改良工事等に係ります資本的収支の4条予算は4億3,476万8,000円で、対前年比5.2%の減で、3条予算、4条予算合計では3.3%の減で、7億1,853万4,000円でございます。

それでは、概要につきまして、16ページをお願いいたします。16ページの予算説明書の中の主なものを申し上げます。収益的収入及び支出での収入としましては、給水収益が主なもので、水道使用料ほか事業収益として2億8,376万6,000円を計上しております。

支出としましては、施設の維持管理等に伴う営業費用2億4,211万2,000円のほか総係費、営業外収益等合わせまして同じく2億8,376万6,000円を計上させていただいております。

次に、19ページをお願いいたします。19ページの資本的収入及び支出ですが、加入者分担金あるいは工事分担金、それから国庫補助金、また一般会計の出資金など合わせまして合計3億5,502万7,000円となっております。

支出では、資本的支出としまして4億3,476万8,000円となっておりますが、建設改良費で原水及び浄水の設備新設改良あるいは配水施設新設改良費、また20ページで甲立の浄水場の移転ということで、これは3億1,914万6,000円計上させていただいております。

資本的収入及び支出、また収益的収入及び支出につきまして概要については以上でございます。

○赤川委員長 以上で説明は終わります。

この際、時間が5時前になりましたので、皆様にお諮りいたします。この件につきまして、きょうのうちに質疑、答弁を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔異議なし〕

さよう決しました。

それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 この事業とは直接関係ないんですが、これから今の支所の運営が機

構改革によって4月から本庁へというような考え方があってはないかというふうに思うんですが、そこら辺についての体制のあり方についてはどういうふうに今お考えなんですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

金岡公営企業部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 ただいまご指摘のように、4月以降、特に水道事業等につきましては漏水とかいろんな緊急対応があるということで、現在支所の担当者あるいは担当課長ともいろいろ協議を進めております。それとそこの中である程度現在おられます地域の企業の方へお願いできるものは少しそこも検討させていただきたいというふうに思っております。

それからあと人員が最終的にどの程度になるかということもあるんですが、やはりこの本庁へある程度集約できるものはしながら、担当ブロック等を考えるとかということに住民の方に迷惑かからないような方法で今最終的な調整を図っているところでございます。

○赤川委員長 今村委員。

○今村委員 これは以前からこの事業については維持管理及び管理について民間へ委託するというのも懸案になっておりましたよね。それらの動向とあわせてそこへの考え方は今年度、20年度でいかなるような方向ができたのか、そこら辺について、それから21年度このことについてどういうふうに対応されるのか、お聞きをしたいと思います。

○赤川委員長 答弁求めます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長兼公営企業部長 ただいまのご質問でございますが、平成20年度までにいわゆる第三者委託についてのいろんな資料等を集めて分析等を行っております。これらをもとに最終的に市長のご指示をいただきながら第三者委託、これはいわゆる一部委託じゃなしに包括的な委託も含めて検討をするというようなこととなりますので、十分そこを整理した上でまた21年度に方向性等について検討しながら、維持管理をどうあるべきかというのをまた検討していきたいというふうに思っております。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本日の審査日程は終了いたしました。

次回は、あす10日火曜日午後1時半から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後5時14分 散会